

大宰府廃止をめぐる諸問題

重松 敏彦

はじめに

大宰府とは「日本律令国家における対外的機能、軍事的機能の一端を担い、かつ西海道を統轄（管内支配機能）した、最大の地方官衙」と定義できよう。天平十四（七四二）年正月、その大宰府が廃された」と『続日本紀』は伝えている（後掲〔9〕）。この事態が藤原広嗣の乱をその理由とするという点は、基本的に先学の一致するところである。本稿の課題は、まずは大宰府が廃されたことによって、既往の定義において掲げた対外的機能、軍事的機能、管内支配機能がどう変化したのかを考察することにある。大宰府廃止によって、それが存在していた時にはみえなかったあり方が顕在化することもあるのではないかと思われる。したがってこの時期の検討は、大宰府の歴史的展開を考えるうえで重要と考えるが、しかしその廃止にはしばしばふれられるものの、これを専論した研究となると意外に少ない。また、天平十五年十二月には筑紫鎮西府の新設が『続日本紀』にみえているが（後掲〔21〕）、これについても大宰府廃止との関連で、その設置の意義や機能が考察されてきた。それらの点を検討することも本稿の課題のひとつである。

かつて、倉住靖彦氏は『古代の大宰府』と題する古代大宰府の通史を著している（「倉住一九八五」）。そのなかで大宰府廃止についてふ

れており、これがこの問題に関する数少ない専論のひとつといえよう。倉住氏はすでに前著のなかでも、この大宰府廃止をとりあげていたが（「倉住一九七九」）、その検討に加えて、いまふれた大宰府廃止後の筑紫鎮西府設置の問題も含めて詳論している。また、筑紫鎮西府については専論として廣岡誠児氏、春名宏昭氏の研究がある（「廣岡一九八七」、「春名一九九七b」）。これらの研究については、他の諸研究も含めて、行論のなかで必要に応じてふれることとしたい。

本稿においては上記の課題を検討するために、藤原広嗣の乱鎮圧から大宰府復置後までをおおよそ次の四期に分かつこととする。この点については「藤原広嗣の乱・大宰府廃止関連年表」（第1表）を作成したので、参照されたい。¹⁾

- 第Ⅰ期 乱鎮圧から大宰府廃止まで
- 第Ⅱ期 大宰府廃止から筑紫鎮西府設置まで
- 第Ⅲ期 筑紫鎮西府の時代
- 第Ⅳ期 大宰府復置とその後

第一章 乱鎮圧から大宰府廃止まで

本章では、第Ⅰ期にあたる乱鎮圧から大宰府廃止までの時期をとりあげる。まず最初に、『続日本紀』所載の藤原広嗣の乱関係史料の性

第1表 藤原広嗣の乱・大宰府廃止関連年表 (出典は『続日本紀』)

時期区分	年号	西暦	閏	月	日	事項		
広嗣の乱勃発	天平12	740		8	29	藤原広嗣、大宰府から上表文(8月29日付)を提出する。		
						広嗣の上表文が都に到達する。朝廷、これを「反乱」と断定。大野東人を大將軍、紀敏麻呂を副將軍として征討軍を編成する。また、東海・東山・山陰・山陽・南海五道に軍17000人の動員を調達する。		
						4	隼人24人を送還する。	
						5	佐伯常人・阿倍虫麻呂を勅使として送還する。	
						9	四畿内・七道諸国に勅して、国ごとに觀世音經の造立、觀世音經の書写を命じる。	
				9	15	大將軍大野東人に勅して、長門国に來泊した道新羅使につき、登用すべき人材の任用を認める。		
						9	21	この日、豊浦郡司らに精兵24人を率いて渡海させる(24日付東人報告)。
						9	22	この日、勅使に隼人24人・軍士4000人を率いて渡海させる(24日付東人報告)。
						9	24	この日付の大將軍大野東人の報告によると、京都郡鎮長を殺獲、また登美・板櫃・京都三処の營兵を捕獲、21日には長門国豊浦郡少領が精兵を率いて渡海、22日には勅使が隼人・軍士を率いて渡海、東人は後統の兵を率いて渡海の手定という。また、間諜の報告によると、広嗣は遠河郡家に軍營を設けて、国内の兵を徵發するという。
						9	25	この日付の大將軍大野東人の報告によると、豊前国の郡司等が官軍に帰順、また賊徒を斬首するという。
				9	29	筑紫府管内諸国に再度、勅符数千枚を散擲することを命じる。		
						10	9	大將軍大野東人に詔して、宇佐八幡神に戰勝を祈願させる。また同日付の東人の報告によると、豊前・筑前国境の板櫃河を挟んで広嗣軍一万余と官軍六千余が対峙、広嗣軍の隼人・騎兵が官軍に帰順するという。さらに降服した隼人が、広嗣の弟綱手と多胡古麻呂率いる軍勢は未着との情報をもたらしたという。
						10	23	この日、肥前国松浦郡值嘉島長野村で広嗣を捕獲する(29日付東人報告)。
						10	26	聖武天皇、大將軍大野東人に勅して、月末から東国へ行幸する旨を伝える。
						10	29	聖武天皇、伊勢国に行幸する。
I期				11	1	この日、肥前国松浦郡(郡家)で、広嗣・綱手兄弟を斬刑に処す(5日付東人報告)。		
						11	3	大將軍大野東人の10月29日付の報告によると、同月23日に広嗣を肥前国松浦郡值嘉島長野村で捕獲したという。この日、伊勢国河口に滞在して伊勢神宮に奉幣使を派遣した聖武天皇のもとに到着する。詔して法による処罰を命じる。
						11	5	この日付の大將軍大野東人の報告によると、同月11日、肥前国松浦郡で、広嗣を斬刑に処すという。また、従人等を大宰府に拘禁、その名簿を中央に報告する。従人の三田兄人等によると、広嗣が海外脱出を企て知賀(值嘉)島から4日間、済州島近くまで航行したが、逆風のため速値嘉嶋の色都嶋に吹き戻されたという。
						12	15	聖武天皇、山背国の恭仁宮に入る。
						12	22	逆人広嗣の与党を処分する。死刑26人・没官5人・流刑47人・徒刑32人・杖刑177人という。
II期	天平13	741		1	3	大將軍大野東人、副將軍紀敏麻呂、また勅使佐伯常人・阿倍虫麻呂等に授位する。		
						1	5	大宰府を廢止する。紀敏麻呂ら4人を派遣して、廢府の官物を筑前国司に付す。
						2	3	大宰府(廢止後であることから、筑前国司の詔とする説もあるが採らない)、新羅使187人の來航を報告する。
						2	5	詔して紀敏麻呂に命じて新羅使を大宰に饗応して、放還させる。新宮未成によるという。
						8	25	制して、筑前国に大隅・薩摩等の祿を廢府の官物から支給させる。また公卿、三島縣郡司・成選人、仕丁等について定める。
III期	天平15	743		3	6	筑前国司、新羅使の來航を廢府の官物から支給させる。		
						4	25	檢校新羅客使多治比土作ら、新羅使が常礼を失うことを報告する。太政官処分ににより放還する。
						12	26	筑紫鎮西府を置く。石川加美を將軍、大伴百世を副將軍に任じる。判官2人、主典2人。
						1	23	鎮西府官員の准位規定、および待遇を定める。
						10	26	鎮西府に印11面を支給する。
IV期	天平17	745		6	5	大宰府を復置する。石川賀美(加美)を大貳、多治比牛養・大伴三中を少貳に任じる。		
						8	4	大宰府に管内所司の印12面を支給する。

格について、簡単にふれておこう。

〔1〕『続日本紀』天平十二（七四〇）年八月癸未（二十九日）条

大宰少貳從五位下藤原朝臣広嗣上_レ表、指_二時政之得失_一、陳_二天地之災異_一。因以_レ除_二僧正玄昉法師、右衛士督從五位上下道朝臣真備_一為_レ言。

〔2〕『続日本紀』天平十二（七四〇）年九月丁亥（三日）条

広嗣遂起_レ兵反。勅、以_二從四位上大野朝臣東人_一為_二大將軍_一、從五位上紀朝臣飯麻呂為_二副將軍_一。軍監、軍曹各四人。徵_二發東海、東山、山陰、山陽、南海五道軍一_一万七千人、委_二東人等_一、持_レ節討之。

〔1〕は藤原広嗣が時の政治の得失を指摘し、天地の災異のこともふれて、僧玄昉・下道（吉備）真備を中央政界から除くことを求めて上表したことを伝えた記事である。これに対して、中央政府は、これを即座に「叛」と認定し、勅によって大野東人を大將軍、紀飯麻呂を副將軍に任じ、東海・東山・山陰・山陽・南海の五道の軍一万七千人を徵發して、これを東人らに授けて征討させることとした（〔2〕）。藤原広嗣の乱の始まりである。

〔3〕『続日本紀』天平十二（七四〇）年九月戊申（二十四日）条

大將軍東人等言、殺_二獲賊徒豊前国京都郡鎮長大宰史生從八位上小長谷常人、企救郡板櫃鎮小長凡河内田道_一。但大長三田塩竈者、着_二箭_一、逃_二竄野裏_一。生_二虜登美、板櫃、京都三処營兵一千七百六十七人_一。器仗十七事。仍差_二長門国豊浦郡少領外正八位上額田部広麻呂_一、將_二精兵冊人_一、以_二今月廿一日_一發渡。又差_二勅使從五位上佐伯宿祢常人、從五位下安倍朝臣虫麻呂等_一將_二隼人廿四人并軍士四千_一、以_二今月廿二日_一發渡、令_レ鎮_二板櫃營_一、

東人等將_二後到兵_一、尋_二應_一發渡_一。又間諜申云、広嗣、於_二遠珂郡家_一造_二軍營_一、儲_二兵弩_一。而_二拳_一烽火_一、徵_二發国内兵_一矣。

この反乱の経過等に関する情報は、〔3〕にみられるように大將軍大野東人の現地からの報告に拠っている。これらについてはすでに指摘があるように、基本的に東人の報告が都に到着した日付ではなく、現地報告が作成された日付にかけられているとみるべきだと考える。^②

ここで藤原広嗣の乱鎮庄をいつと考えるかについては、第1表に示したように広嗣・綱手兄弟が処刑された時とした。そこで、乱が鎮庄されてから廃止にいたるまでの間に、大宰府についてどのような議論がなされたかが分かれば、廃止の理由などがいまま少し明らかになるものと思われるが、そのことを直接的に窺わせるような史料は見出せていない。ただ、乱勃発・鎮庄から大宰府廃止に至るまでの大宰府現地の陣容を検討してみると、その問題を考えるうえでのがかりになるのではないかと思われる。そこで、乱の勃発を少し遡って大宰帥・大貳・少貳の任官状況を整理してみたのが第2表である。この表によりつつ考察を進めてみたい。

まず、長官である大宰帥については天平二（七三〇）年に、大伴旅人が現任としてみえる。旅人は同年十月に帥兼任のまま、大納言に任じられ、十二月に帰京する。ついで天平三年九月、大納言藤原武智麻呂が大宰帥を兼任したことがみえるが、おそらく現地へは赴任してはいないと思われる。その後、広嗣の父にあたる藤原宇合が任じられているが（任官時期は不明）、天平九年八月には没しており、その後、乱勃発まで帥は任命されていなかったとみられる。その宇合にしても参議式部卿を兼ねていたから、おそらく現地には赴任していなかったであろう。このようにみると広嗣赴任以前は、長期間、現地では帥不

第2表 広嗣の乱に至るまでの大宰府の陣容

年号	西暦	閏	月	日	大宰帥	大宰大貳	大宰少貳	大宰少貳	備考	出典
天平2	730		1	13	〔大伴旅人〕(見)				〔帥老〕「主人」とみえる	万葉集5:822
天平2	730		1	13		紀〔男人〕(見)				万葉集5:815
天平2	730		1	13			小野〔老〕(見)			万葉集5:816
天平2	730		1	13				栗田〔人上〕(見)		万葉集5:817
天平2	730		6		大伴〔旅人〕(見)					万葉集4:567
天平2	730		7	8	〔大伴旅人〕(見)				〔帥家集会〕とみえる	万葉集8:1523~1526
天平2	730		7	11	〔大伴旅人〕(見)				〔都督〕とみえる	万葉集5:868~870
天平2	730		10	1	大伴旅人(見)				任大納言	公卿補任
天平2	730		11		大伴〔旅人〕(見)					万葉集17:3890~3899
天平2	730		12		大伴〔旅人〕(上京)					万葉集3:446~450、6:965~968
天平2	730				大伴旅人(見)				〔帥家〕とみえる	万葉集6:962
天平3	731		3	30		多治比県守(見)			〔帥家〕とみえる	公卿補任
天平3	731		6	13		紀男人(見)			紀男人の前任か	国立公文書館所蔵文書
天平3	731		9	27	大納言藤原武智麻呂(任)		巨勢真人(任)			続日本紀
天平4	732				大納言藤原武智麻呂(見)					続日本紀
天平5	733				大納言藤原武智麻呂(見)					公卿補任
天平7	735		6	11		小野老(見)				続日本紀天平勝宝6.2.20条
天平9	737		8	5	参議式部卿兼大宰帥藤原字合(薨)					続日本紀
天平10	738		10	30		紀男人(卒)				続日本紀
天平10	738		12	4		高橋安麻呂(任)、以後見えぬ				続日本紀
天平10	738		12	4			藤原広嗣(任)			続日本紀
天平11	739		3	21				多治比伯(見)、以後見えぬ		続日本紀

在の状況が続いていたと推測できるのではなからうか。

次に大宰大弐は天平二年に、紀某（男人か）と多治比県守の存在が知られる。同三年に紀男人がみえることからすると、県守は男人の前任と推測される。その後、小野老が大弐としてみえる。天平九年六月、その老が没して紀男人が後を継いだとみられ、したがってこの時の男人は再任であったと考えられるが、その男人も同十年十月に没している。そして乱勃発直前の人事は、同十年十二月に高橋安麻呂が大弐に、藤原広嗣が少弐に任じられたものである。この任官の際、高橋安麻呂は「右大弁という激職（万葉一〇三七左注）を兼ねていたため遥任と推定され」とする説もあるが（「青木和夫ほか編一九九〇」）、これは当たるまい。安麻呂が右大弁としてみえる『万葉集』の左注は、天平十年八月にかかるとみられ、大弐就任以前であることから、右大弁からの遷任であった可能性も考えられる。仮に兼任であったとしても、たとえば広嗣の乱の征討副将軍であった紀飯麻呂は、征討を終えて帰京後、右大弁に任じられたが、大宰府の廃止に際しては、その対応のため、右大弁のまま京を離れて、大宰府に派遣されているのである（後掲〔9〕³）。また、これは左大弁の例ではあるが、天平宝字元（七五七）年、左大弁大伴古麻呂が陸奥鎮守府將軍の兼任を命じられ、⁴実際に任地へ赴いている。⁵ただ、この事例は橘奈良麻呂の変との関連を考慮しなければならぬが（「野村忠夫一九九三」）、少なくとも大弁の地位にありながら、外官に赴くこともあり得たことは認められるのではないかとすれば、右大弁であった安麻呂が大弐を兼任して、現地大宰府へ赴任した可能性もあると考える。なによりも、この任官記事以降、安麻呂が史料にまったく現れないことは、遥任であったとすればきわめて不審であるといわざるを得ず、大宰府に赴任していたものと推測して

おきたい。このようにみると、大弐は死没によって交替が相次いでいるものの、あまり間をおかず任命がなされたとみられ、また広嗣と同時に大弐に任じられた安麻呂も現地に赴任したとみられよう。

最後に少弐は、いま述べた広嗣の任命以前では、天平二年に小野老が少弐としてみえる。老は後に大弐としてみえるから、少弐から大弐に昇任したものかもしれない。そして、同三年六月に巨勢真人が少弐に任じられていることが知られる。さらに、広嗣赴任後では天平十一年三月、多治比伯が現任としてみえるのである。つまり、乱勃発時の大宰府現地の陣容は、帥は不在、大弐は高橋安麻呂、少弐は多治比伯、藤原広嗣の二名であったと考えられるのである。

それでは広嗣の乱の最中および鎮圧から大宰府廃止にいたる間の大宰府現地の陣容はどうだったのであろうか。まず、鎮圧から大宰府廃止までの間には大宰府長官・次官の人事、すなわちその辞任や任官に関する史料はみえない。それどころか、広嗣の乱勃発時に現地大宰府にいたと思われる大弐高橋安麻呂も、そして少弐多治比伯もまた、その後の史料にはまったくみえなくなる。既述したように安麻呂が現地に赴任していたとすると、広嗣には上司として安麻呂がいたことになり、従来説かれてきたように、単純に広嗣が大宰府の現地における最高責任者であったとはいえないのではあるまいか。こうした点から考えると、実は安麻呂、そして伯の両名は、広嗣によって命を落とされたと考えられるのではなからうか。とすれば、乱鎮圧後は、大宰府には長官・次官すべてが不在であった可能性が考えられるのである。

次に広嗣の乱勃発以降の大宰監、典、品官、史生については、拠るべき史料がなく、その動向は不詳というほかない。ただ、〔3〕の東人の報告には、小長谷常人・凡河内田道を殺獲したことが記されてお

り、常人は大宰史生とみえる。この事例から大宰史生が反乱に巻き込まれていたことが知られるが、凡河内田道も含めて考えると、常人らが東人側から賊徒と呼ばれて殺獲されたのは、京都郡鎮長、板櫃鎮小長^⑥の地位にあったからだと考えられる。というのは周知のように、この広嗣の乱では登美・板櫃・京都郡に置かれていた、いわゆる三鎮における攻防が重要な意味をもったと推定されているからである。

このようにみると、広嗣の乱が鎮圧されたとき、大宰帥・大貳・少貳については、いずれも不在となった可能性が高いこと、また大宰監以下の官人についてはその動向はほとんど不明ながら、あるいはなんらかの影響を受けていた可能性もあることが知られたと思う。特に大宰府機構全体を統轄すべき大宰少貳以上の官人がいずれも不在であったとすれば、ことは重大であろう。さらに現存する史料からは、鎮圧後に新たにその官人が任じられた形跡もみられないことを考慮すると、これらのことは中央政府がすでに大宰府の廃止を視野に入れていたことを示すのではあるまいか。

〔4〕『続日本紀』天平十二（七四〇）年九月己丑（五日）条

勅^二從五位上佐伯宿称常人、從五位下阿倍朝臣虫麻呂等^一、亦發遣、

任^二用軍事^一。（後略）

それでは、こうした状況のなかで中央政府は、大宰府機構の統轄やその政務運営をどのようにしようとしたのだろうか。この点で、まず想起されるのは征討軍であろう。大宰府を拠点として反乱を起こした広嗣を誅滅した後、かわって征討軍がこれを統轄するというのはきわめて自然な流れだと考えられるからである。すでにみたように、この反乱にあたっては大野東人を大將軍、紀飯麻呂を副將軍とする征討軍が組織されている（前掲〔2〕）。また、勅使として佐伯常人、安倍虫

麻呂の二名が任命されたことも知られる（〔4〕）。ここで、これらの勅使および大將軍・副將軍飯麻呂の動向を確認しておきたい。

〔5〕『続日本紀』天平十二（七四〇）年十月壬戌（九日）条

詔^二大將軍東人^一、令^レ祈^三請八幡神^一焉。」大將軍東人等言、逆賊藤原広嗣率^二衆一万許騎^一、到^二板櫃河^一。広嗣親自率^二隼人軍^一為^二前鋒^一。即編^レ木為^レ船、將^レ渡^レ河。于^レ時、佐伯宿祢常人、安倍朝臣虫麻呂、發^レ弩射之。広嗣衆却、到^二於河西^一。常人等率^二軍士六千余人^一、陳^二于河東^一。即令^二隼人等呼^二云、隨^二逆人広嗣^一、拒^二捍官軍^一者、非^三直滅^二其身^一、罪及^二妻子親族^一者。則広嗣所率隼人并兵等、不^三敢發^レ箭。于^レ時、常人等呼^二広嗣^一十度、而猶不^レ答。良久、広嗣乘^レ馬出来云、承^二勅使到来^一。其勅使者為^レ誰。常人等答云、勅使、衛門督佐伯大夫、式部少輔安倍大夫。今在^二此間^一者。広嗣云、而今知^二勅使^一、即下^レ馬、兩段再拜、申云、広嗣、不^三敢捍^二朝命^一。但請^二朝廷乱人二人^一耳。広嗣敢捍^二朝廷^一者、天神地祇罰殺。常人等云、為^レ賜^二勅符^一、喚^二大宰典已上^一、何故發^レ兵押来。広嗣不^レ能^二弁答^一。乘^レ馬却還。時、隼人三人、直從^二河中^一泳来降服。則朝廷所^レ遣隼人等扶救、遂得^レ着^レ岸。仍降服隼人二十人、広嗣之衆十許騎、来^二歸官軍^一。獲虜器械如^レ別。又降服隼人贈啖君多理志佐申云、逆賊広嗣謀云、從^二三道^一往。即広嗣自率^二大隅、薩摩、筑前、豊後等国軍合五千人^一、從^二鞍手道^一往。綱手率^二筑後、肥前等国軍合五千許人^一、從^二豊後国^一往。多胡古麻呂、〈不^レ知^二所^一率軍數^一〉。從^二田河道^一往。但広嗣之衆、到^二来鎮所^一、綱手多胡古麻呂未^レ到。

〔5〕に引かれた東人報告によれば、広嗣軍約一万騎が板櫃河に到達したことが記されている。ここに広嗣軍が板櫃河西岸に、勅使二人

に率いられた政府軍約六千人が東岸に分かれて対峙することとなったのである。そして、広嗣と勅使との問答の始終が語られている。

この場面で、政府軍の中心が勅使二人であることに注意したい。渡河しようとした広嗣軍を弩を發して退却させたのはこの二人であったし、また政府軍の軍士六千余人を率いていたのも勅使常人らであった。このことは、この時点で大將軍東人、副將軍飯麻呂は、拠点である大宰府を抑えていたことを示すのではないかと思われる。前掲〔3〕によれば、二十一日、二十二日と政府軍が渡海したあと、東人が後続の兵を率いて渡海するとしているが、東人は渡海後、大宰府に向かったと推測できるのではあるまいか。

〔6〕『続日本紀』天平十二（七四〇）年十一月戊子（五日）条

大將軍東人等言、以今月一日、於肥前国松浦郡、斬広嗣、綱手^二已訖。菅成以下從人已上及僧二人者、禁正身^一、置大宰府^一。其歴名如^レ別。（後略）

さらに〔6〕は、広嗣・綱手を斬首したことを伝えた大將軍大野東人の報告である。ここで注目したいのは、十一月一日に広嗣が斬に処せられたことが、その四日後の『続日本紀』同月五日条にかけられている点である。この点について、東人がこの処刑に立ち会っておらず、その理由を「東人は広嗣逮捕以前はもちろん、以後も乱が完全に終息するまでは、大宰府を離れられなかったはずである。」とする見方がある（「青木和夫ほか編一九九〇」補注）。既述の私見とあわせ考えれば、大將軍東人、そしておそらくは副將軍飯麻呂も、九州に渡海して以後、大宰府に駐在していたのではなからうか。そして、乱の鎮圧後も、当面の間はこの兩名が大宰帥、大弐、少弐のいない大宰府機構の統轄にあたっていたと考えられるのではあるまいか。

このことが認められるとすると、この体制はいつごろまで続いたのであろうか。

〔7〕『続日本紀』天平十三（七四一）年正月甲辰（二十二日）条

逆人広嗣支党、且所^二捉獲^一、死罪廿六人、没官五人、流罪卅七人、徒罪卅二人、杖罪一百七十七人。下^二之所司^一、抛^レ法処焉。徵^二從四位下中臣朝臣名代、外從五位下塩屋連吉麻呂、大養徳宿称小東人等卅四人於配処^一。

〔8〕『続日本紀』天平十三（七四一）年閏三月乙卯（五日）条

天皇臨^レ朝。授^二從四位上大野朝臣東人從三位、從五位下大井王正五位下、從四位下巨勢朝臣奈弓麻呂從四位上、正五位上藤原朝臣仲麻呂、從五位上紀朝臣飯麻呂並從四位下、正五位下佐伯宿称常人正五位上、從五位下大伴宿称兄麻呂、從五位上阿倍朝臣虫麻呂並正五位下、正六位上多治比真人贖養、阿倍朝臣子嶋並從五位下、正六位上馬史比奈麻呂、外正六位上曾乃君多理志佐、外從七位上楳田勝麻呂、外正八位上額田部直広麻呂並外從五位下^一。

〔7〕によれば、広嗣の支党で、当面捕捉されていたのは死罪二十人以下、杖罪まで計二八七人であったといい、この日に刑が執行されたのであろう。この処刑が大宰府でも行われたとすれば、この時点ではその処刑に立ち会うため、大將軍東人・副將軍飯麻呂は大宰府に留まっていたと推測できるのではないか。〔8〕では、冒頭に乱鎮圧の大將軍であった大野東人への叙位があり、さらに副將軍紀飯麻呂、勅使佐伯常人・阿倍虫麻呂などの名もみえている。すなわち、この日の叙位は、広嗣の乱における戦功者に対するものであったとみられ、この時までには、東人や飯麻呂は帰京していたとみられよう。

さて、既述のように現存する史料からは、広嗣の乱鎮圧後に大宰府

機構を統轄すべき大宰帥、あるいは大弐、少弐が任じられた形跡はみられない。大宰府の廃止は天平十四（七四二）年正月五日条にかけられているから（後掲〔9〕）、上記の推測が認められるならば、東人・飯麻呂の帰京後、大宰府についてどのような体制がとられたのが問題となろう。そこで後掲〔9〕によれば、大宰府が廃止された時、その廃府の官物が筑前国司に付されたことと注意したい。わたくしは、東人・飯麻呂が帰京した時点で、大宰府機構の統轄は、すでに筑前国司に委ねられていたのではないかと考える。そして、これを大宰府廃止に向けた次の段階とみるのである。『延喜式』民部省上によれば、筑前国は上国とされており、また養老官位令によれば、その守は従五位上相当である。一方、大宰大監は正六位下相当、以下少監が従六位上、大典が正七位上、少典が正八位上相当である。また大宰府機構に属する品官で最も相当官位が高いのは大宰大判事で従六位下であるから、相当位階の上下関係からいっても、筑前守による大宰大監以下の統率および大宰府機構の統轄は可能と思われるのである。

第二章 大宰府廃止から筑紫鎮西府設置まで

〔9〕『続日本紀』天平十四（七四二）年正月辛亥（五日）条

廢^二大宰府^一。遣^二右大弁從四位下紀朝臣飯麻呂等四人^一、以^二廢府官物^一付^二筑前国司^一。

〔9〕によると、大宰府が廃せられた時、紀飯麻呂ら四人が派遣され、「廢府官物」が筑前国司に付された、とみえる。この大宰府廃止から筑紫鎮西府設置までの時期を第Ⅱ期とする。ここで、まず注目しなればならないのは紀飯麻呂であろう。〔9〕には大宰府廃止にあつた

て四人が派遣されたとあるが、その名が知られるのは飯麻呂のみであり、飯麻呂が廃止にかかる残務処理などの中心人物であったことを示していよう。それは、すでにみたように広嗣の乱征討軍の副将軍であり、またおそらくは乱終結後も留まって、大宰府機構の統轄にあつていたことによると思われるのである。

さて、大宰府が廃されたことによつて、その兼帯とされていた筑前国およびその他の西海道諸国にはどのような変化があつたのだろうか。加えて冒頭に述べた大宰府が有していた対外的機能、軍事的機能、また管内支配機能はどうなつたのであろうか。本章では、このⅡ期におけるそれらの動向を検討してみよう。

一 対外的機能

まず、大宰府廃止以降における対外的機能の動向をみておきたい。大宰府廃止から鎮西府設置までの間には、二度の新羅使の来航がみえる。これらの事例を検討することによつて、当該期における大宰府の対外的機能の変化を窺うことができると考えられる。

〔10〕『続日本紀』天平十四（七四二）年二月戊寅（三日）条

（前略）大宰府言、新羅使沙湊金欽英等二百八十七人来朝。

〔11〕『続日本紀』天平十四（七四二）年二月庚辰（五日）条

詔、以^二新京草創^一、宮室未^レ成。便令^二右大弁紀朝臣飯麻呂等饗^二金欽英等於大宰^一。自^レ彼放還。（後略）

〔10〕によれば、新羅使金欽英らの来航を大宰府が言上したことが記されている。ここには「大宰府」とあるが、〔9〕により、すでに大宰府は廃止されていることから、これを「筑前国」の誤りとみる説がある（青木和夫ほか編一九九〇）脚注）。実際、翌天平十五年の新

羅使金序貞来航は、筑前国司によって中央に報告されているのである。しかし私見では、後に考証するように、「10」についていえば、底本のまま「大宰府」としてよいと思われる。すなわち、天平十四年正月、大宰府の廃止は決定されたが、この二月の段階では、その残務整理などがあつたためであろう、いまだ大宰府は廃止されず存続していたと推測する⁽⁸⁾。

さて、この新羅使金欽英らについて、「11」によると、新京（恭仁京）草創による宮室未成という理由で入京させないこととし、大宰府において饗応を行い、そのまま帰国させた、とみえる。この饗応は、養老職員令69大宰府条に「饗讌」とみえて、大宰府固有の職掌であつた。既述のようにこの時、まだ大宰府は存続していたが、私見では大宰府の「饗讌」という職掌は、「日本側の何らかの事情によって中央において入京を許可しての外交儀礼が行えない場合に、専使を派遣して大宰府において行われる饗宴であり、これを法制上に示したものの」（「太宰府市史編集委員会編二〇〇五」）と考えている。つまり、この金欽英らの場合にあてはめれば、宮室未成という日本側の事情で入京させずに、大宰府廃止にもなう残務処理などを行うため現地に派遣されていた紀飯麻呂を、便宜的に勅使として饗応を行わせたものとみるこゝとができるだろう。

〔12〕『続日本紀』天平十五（七四三）年三月乙巳（六日）条

筑前国司言、新羅使薩滄金序貞等来朝。於是、遣^レ從五位下多治比真人土作、外從五位下葛井連広成於筑前^一、檢^二校供客之事^一。

〔13〕『続日本紀』天平十五（七四三）年四月甲午（二十五日）条

檢校新羅客使多治比真人土作等言、新羅使、調改^二備^一土毛^一、書直注^二物数^一。稽^二之旧例^一、大失^二常礼^一。太政官処分、宜^二下召^一水

手已上^一、告以^二失礼之状^一、便即放却^上。

天平十五年三月、新羅使金序貞らが来航した。既述のように大宰府が廃止されていたため、「12」によれば、筑前国司がその報告を行っている。このとき、中央政府は多治比土作らを派遣して、「供客の事を檢校」させたという。金欽英ら来航の折に饗応にあつた紀飯麻呂は、天平十四年八月、聖武天皇が紫香樂宮に行幸した際、恭仁京の留守官を務めたことがみえるので、すでに帰京していたのである。翌月には、この「檢校新羅客使」からの報告がなされており、今回の新羅使が「大いに常礼を失す」という理由により、大宰府における饗応を行うこともなく放却する、という処分を下したのである（「13」）。私見では、ここにも見える「檢校新羅客使」は、現地において大宰府の対外的機能を代行するために、中央政府から派遣されたと考えている（「太宰府市史編集委員会編二〇〇五」）。とすれば、大宰府が廃止された後、その対外的機能は現地における筑前国といった既存の機構、人員だけでは対応できなかったと推測されるのである。

二 管内支配機能

次に、管内支配機能を検討する。これまでの研究では、大宰府の管内支配を考える指標として財政、人事、公文勘会のあり方が取り上げられてきたと思われる。したがって、それらが大宰府の廃止によって、どのように変化したのかを検討する必要がある。そこで、まず財政面について考えてみたい。大宰府が存在していた時、本来中央に貢進されるべき調庸は、大宰府管内諸国については、まず大宰府に貢進されて、その一部が京進されたほかは、府用にあてられることとなっていた。ただ、こうした関係は、大宰府が廃止されたことによって、一旦消滅したとみな

ければならないのではないかと思う。つまり、調庸の貢進についていえば、管内諸国も直接、中央政府と相對することになったと考えられるのである。そこでいま一度、前掲〔9〕にたちかえってみると、大宰府が廃止された時、紀飯麻呂ら四人が現地に派遣されて、「廢府官物」が筑前国司に付された、とある。この「廢府官物」のうちには、大宰府管内諸国から貢進される調庸物が含まれるから、その調庸物についてみてみよう。既述のように、天平十三（七四一）年三月までに、大將軍東人、副將軍飯麻呂が帰京、大宰府の統括が筑前国司に委ねられたと憶測してみた。とすれば、天平十三年分の調庸物は、筑前国司と残された大宰府機構の官人らによって、大宰府に集積されたと推測でき、これが大宰府運営の財源となったであろう。一方で、天平十四年分の調庸物は、その大宰府の廃止にもなつて京進されたと推測するのである。つまり、大宰府の廃止によって、筑前国が担う大宰府の管内支配機能は、財政面についていえば、まさに「官物の保管とそれに関わる事務処理程度」（松川博二〇一九）となったとみられるのである。

さらに管内支配機能については、次掲〔14〕を検討する。

〔14〕『続日本紀』天平十四（七四二）年八月丁酉（二十五日）条

制、（1）大隅、薩摩、杵伎、対馬、多櫛等国官人祿者、令下筑前国司以廢府物_レ給上。（2）公廨又以便国稻_レ依常給之。（3）其三島擬郡司并成選人等、身留_二当島_一、名附_二筑前国_一申上。（4）仕丁国別点_二三人_一、皆悉進_レ京。

〔14〕は、大宰府が廃されていた時期における管内の動向を伝える数少ない史料であり、大宰府廃止による変更点を示したものと見えよう。この制において、特に大隅・薩摩・杵伎・対馬・多櫛がおもな対象となっているのは、この二国三島が財政的にも、また人事面におい

ても、大宰府の存在を前提として運営されていたからにほかならないだろう（「平野邦雄一九六九」、「坂上康俊一九九六」）。史料中に適宜番号を付したが、ここで語られていることは、以下の四点に整理される。

（1）大隅・薩摩・杵伎・対馬・多櫛等の官人の祿は、筑前国司に廢府物から支給させる。

（2）公廨は便国の稻をもつて、通常通り支給する。

（3）三島擬郡司・成選人は、その身は当島に留め、歴名（名簿）を筑前国から中央に申上させる。

（4）仕丁は、国別三人を点定してすべて京に進めさせる。

まず、（1）にみえる祿とは、祿令に定められている季祿であろう。

〔15〕養老祿令1給季祿条

凡在京文武職事、及大宰、杵伎、対馬、皆依_二官位_一給_レ祿。自_二八月_一至_二正月_一、上日一百二十日以上者、給_二春夏祿_一、正従一位、緋三十疋、綿三十屯、布一百端、鍬一百四十口、（正従二位_レ少初位の祿、中略）（家令降_二一級_一。唯文学不_レ在_二降限_一。秋冬亦如_レ之。）

〔16〕養老祿令2季祿条

凡祿、春夏二季、二月上旬給。以_二糸一_一綯、代_二綿一_一屯。秋冬二季、八月上旬給。以_二鉄二_一廷、代_二鍬五_一口。

〔15〕によれば、季祿は在京の文武の職事官以外に、大宰府官人および杵伎・対馬島司にも支給されることが定められている。また〔16〕によれば、秋冬二季の季祿は八月上旬に支給されるから、おそらく（1）は、秋冬の季祿支給にあたって出された指示であろう。

翻つて考えてみると、大宰府の廃止は天平十四年正月五日条にかけて記録されていた（前掲〔9〕）。既述のように、この時まで大宰府は、

筑前国がこれを兼務するという形で存続していたと推測した。もし、この正月の時点で大宰府の機能が停止されていたとすれば、二月に支給される春夏の季禄についても、廃府官物からの支給指示が出されてしかるべきであろう。しかし、そうならないのは、二月の段階では、大宰府において廃止に向けた残務整理が行われており、まだ存続していたことの証左となるのではないか。そして、ここにもみるように八月の秋冬の季禄から、廃府官物による支給指示が出されたとみられるのである。このように考えてよいとすれば、既述したように、この年の二月三日条にかけられた新羅使金欽英らの来航報告（前掲〔10〕）を大宰府が行ったとしても齟齬はなく、「筑前国司」の誤りとみる必要はないと考える¹⁰⁾。

さて、季禄の支給については次の史料がみえる。

〔17〕『続日本紀』天平四（七三二）年五月乙丑（二十四日）条

对馬島司、例給^三年粮^一、秩満之日、頓停^三常粮^一。比還^三本貫^一、食粮交絶。又薩摩国司。停^三止季禄^一、衣服乏少。並依^レ請給^レ之。

〔17〕によれば、薩摩国司が季禄を停止されて「衣服乏少」となったので、その支給を再開したとあるから、〔16〕に定められた大宰府官人、壱岐・对馬島司だけではなく、薩摩国司にも天平四年以前のある時期から季禄が支給されていたことが知られる。おそらく、大宰府が廃された時点では、さらに大隅、多櫛を加えて、これら二国三島に支給されることとなっていたのであろう（永山修一 二〇〇九）。そして、大宰府が廃止されたことによって二国三島の禄を、筑前国司に「廃府物」をもって支給することが命じられたのである。この「廃府物」が、〔9〕にみえる「廃府官物」と同じものであることは明らかで、二国三島の禄は、大宰府が存在していた時期には、その官物から支給

されていたことが確認できる。その財源は、二国三島、および日向国を除く、筑前・筑後、肥前・肥後、豊前・豊後のいわゆる三前・三後六国から大宰府に貢進される調庸などであったと考えられる（〔坂上康俊 一九九六〕）。

ついで（2）を検討する。ここは公廩の支給方法を示した部分であるが、前項（1）と同じく、大隅以下の二国三島に関わるものと解するのが妥当であろう。ここにもみえる「公廩」とは、渡辺晃宏氏が説くように、公廩田の穫稻という意味で捉えるべきと考えられる（〔渡辺 二〇〇三〕¹¹⁾）。つまり、二国三島の公廩田穫稻分にあたる稻穀を「便国」から支給せよ、と命じているのである。その財源には、おそらく大宰府が存在した時期には、三前・三後の六国から大宰府に納められていた公田地子が充てられていたものと思われる。ここでは大宰府の廃止によって、それが「便国」、すなわち便宜ある国から直接支給することとされたのである（青木和夫ほか 一九九〇）脚注）。

次に（3）を検討する。ここは、三島、すなわち壱伎・对馬・多櫛島における擬郡司・成選人の取扱いを示した部分で、大宰府の管内支配機能のうちでいえば、人事面に関わることである。

〔18〕『続日本紀』大宝二（七〇二）年三月丁酉（三十日）条

聽^三大宰府專銓^三擬所部国掾^一下及郡司等^一。

〔18〕によれば「所部国」、すなわち西海道諸国の国掾以下、および郡司の銓擬が大宰府に委ねられたのである。本来ならば、式部省が関わる銓擬が大宰府に委譲されたことになり、「令規の大幅な修正」といえる（青木和夫ほか編 一九八九）補注）。〔18〕では、国掾以下、すなわち国掾・目・史生、および郡司、すなわち郡大領・少領・主政・主帳が大宰府銓擬の対象とされているが、ここでは（3）にみえる郡

司について検討する。

郡司の任用は、早川庄八氏の研究（「早川一九八六」）によると、以下のような過程を経て行われたと考えられる。まず、郡司の大領・少領は、養老選叙令3任官条によれば奏任官であり、その任用にあたっては、国司の銓擬（国擬）を経て候補となった者を式部省に出頭させ、「試練」が行われた。また、郡司の主政・主帳については、同条で判任官とされている。判任官とは、本来は太政官の銓擬によって任用される官職のことだが、大宝律令施行当初は国司が任用した後、太政官に「名帳」を提出することで任官が認められていたらしいが、和銅五（七一）年、主政・主帳も式部省による「試練」が行われることとなった¹²。つまり、「14」の天平十四（七四三）年段階では、郡司については、大領・少領、主政・主帳いずれにも式部省による「試練」が行われていたのであり、「18」を考えあわせると、これらの銓擬がすべて大宰府に委譲されていたことになる。

すなわち、通例では郡司の大領・少領は、「国司の銓擬（国擬）↓任用候補者の式部省への出頭・試練・銓擬↓太政官への申上・天皇への奏上↓天皇の裁可」という過程を経て任用されていたが、大宰府管内諸国の場合は、これが「国司の銓擬（国擬）↓任用候補者の大宰府への出頭・試練・銓擬↓式部省への申上↓太政官への申上・天皇への奏上↓天皇の裁可」という過程で任用されたと推定される。また主政・主帳については、天平十四年段階では「国司の銓擬↓任用候補者の式部省への出頭・試練・銓擬↓太政官への申上」の過程を経て任用されていたが、これもまた大宰府管内諸国の場合は、「国司の銓擬（国擬）↓任用候補者の大宰府への出頭・試練・銓擬↓式部省への申上↓太政官への申上」を経て任用されたのではないかと推定されるのである。

ところが大宰府が廃止されたことで、西海道の九国については、他道の諸国と同様、国擬を経た任用候補者は式部省に出頭し試練を受けることになったものと推測されるが、（3）によると、三島の擬郡司については、本人をそれぞれの島に留めたままで、筑前国司にその名簿のみを中央に申上させるとしているのである。これは、大宰府の廃止によって、当然、他道の諸国、および西海道の九国と同様、式部省への出頭・試練が課されるはずであるが、それを三島に限って、特例として免除したものと考えられる。また、官人の毎年の勤務評定を「考」といい、これを一定年数総合して、それに基づいて位を叙することを「選」という。「成選人」とは、毎年の勤務評定が所定の考数に達した官人のことであり（「野村忠夫一九六七」）、（3）では三島の成選人についても擬郡司と同様としている。こうしたことはこの三島が対外的、または軍事的に重要な位置づけを与えられていたことに起因し、三島の官人が不在となる期間をできるだけなくそうという意図によるのではないかと思われる。この点は、壱岐・対馬については、たとえば坂上康俊氏が「大宰府の運営」というものは、特に軍事的・財政的な面に顕著に表れるように、対馬―壱岐―大宰府という防衛及び交通のラインを押さえることに主眼があることは明白である」とすること（「坂上康俊一九九六」）、また春名宏昭氏も既述した養老祿令1季祿条（前掲「15」）において、例外的に大宰府官、壱岐・対馬の島司にも支給されたことを外交という特殊な役割を担っていたための優遇措置と考え、さらに「外交関係の破綻は即軍事的緊張に繋がる」として、軍事面における役割も考慮すること（「春名宏昭一九九七b」）に窺うことができる。いまひとつの多嶽については、その設置目的として遣唐使の入唐航路の確保、また隼人支配のための軍事拠点あげる説があつ

て〔永山修一 一九九二〕、「中村明蔵 一九九三」）、ここからはやはり、多嶺の対外的、軍事的な重要性を窺うことができよう。¹⁹⁾

最後に(4)を検討する。ここで語られているのは仕丁の扱いについてである。(2)が対象を明記しないものの、その内容からみて、(1)を承けて大隅以下二国三島に関する規定と推定されることから、同様に(4)も(3)を承けて、三島に関する規定と考える余地がある。実際、彌永貞三氏は、三島の仕丁に関するものとみている〔彌永一九八〇〕。このことを念頭に置きつつ、大宰府管内諸国の仕丁のあり方について検討してみよう。

さて、大宰府管内諸国の仕丁については、次掲〔19〕が参照されなければならぬ。

〔19〕『続日本紀』天平八(七三六)年五月丙申(十七日)条

先^レ是、有^レ勅、諸国司等、除^二公廩田、事力、借貸^一之外。不^レ得^二運送^一者。大宰管内諸国、已蒙^二处分^一訖。但府官人者、任在^二辺要^一、祿^二同京官^一。因^レ此、別給^二仕丁、公廩稻^一。亦漕送之物、色数立^レ限。又一任之内、不^レ得^レ交^二関所部^一。但買^二衣食^一者聽之。

これによれば、大宰府官人は任地が辺要にあるにも拘わらず、その祿が京官と同じであることを理由に、特別給付として公廩稻と仕丁が支給されていたことが知られる。

〔20〕『延喜式』民部省下

凡大宰府充^二仕丁^一者。帥卅人。大式廿人。少式十二人。大小監各八人。主神。主工。大小典。博士。明法博士。主厨各六人。音博士。陰陽師。医師。算師。主船各五人。大唐通事四人。史生。新羅訳語。弩師。兼仗各三人。(後略)

〔20〕は大宰府官人に支給される仕丁数を示したものであり、さら

に後略部分には、所司等に充当される仕丁数などが定められているが、おそらくはこのような配分で、仕丁が支給されていたのであろう。大宰府が廃止されると、これら仕丁の大宰府官人、また所司等への支給は不要となったと推測される。そこで(4)の規定を考えてみると、これは三島に限定されたものではなく、管内九国三島からの大宰府への仕丁貢進が停止された代わりとして、国別に三人を京進させるよう定めたものと考えられるのではあるまいか。ここで注目すべきは、この仕丁京進が、養老賦役令38仕丁条の五十戸ごとに二人という規定からみれば大幅に削減されていることであり〔青木和夫ほか 一九九九〕脚注参照)、このことは大宰府管内諸国が僻遠の地であることに起因するのかもしれない。

三 軍事的機能

冒頭に述べたように、大宰府が果たした機能としては上記のほかにもうひとつ、軍事的機能があったと考えられるが、大宰府廃止の期間に、この機能がどのように変化したかを直接示す史料を見いだすことは難しい。しかし、この後に設置された筑紫鎮西府は、その官司名からも、またその職名が將軍・副將軍であることから、先学によって大宰府の軍事的機能を引き継いだ官司であったと推定されている〔倉住靖彦 一九八五〕。そこで、この点については、大宰府本来の軍事的機能の内容も含めて、次章においてまとめて検討することとしたい。

第三章 筑紫鎮西府の時代

本章では、筑紫鎮西府が設置されてから大宰府が復置されるまでの

時期を「筑紫鎮西府の時代」として検討する。既述した第Ⅲ期にあたる。

〔21〕『続日本紀』天平十五（七四三）年十二月辛卯（二十六日）条
始置^二筑紫鎮西府^一。以^二從四位下石川朝臣加美^一為^二將軍^一。外從
五位下大伴宿祢百世為^二副將軍^一。判官二人、主典二人。（後略）

〔22〕『続日本紀』天平十六（七四四）年正月戊午（二十三日）条
（准從四位官、副將軍脱カ）

太政官奏、鎮西府將軍・准^二從五位官^一、判官准^二從六位官^一、主
典准^二從七位官^一。倍^二給^二二季祿及月料^一。並留^二二応^レ入^レ京調庸物^一、
相折通融、隨^二時便^一給。又特賜^二公廩田^一、將軍十町、副將八町、
判官六町、主典四町。奏可之。

〔23〕『続日本紀』天平十六（七四四）年正月辛酉（二十六日）条
給^二鎮西府印一面^一。

〔24〕『続日本紀』天平十六（七四四）年九月己丑（三十日）条
（前略）給^二鎮西府駅鈴二口^一。

〔21〕～〔24〕が筑紫鎮西府に関わる史料である。すなわち、天平
十五年十二月、筑紫鎮西府が設置され、將軍に石川加美、副將軍に大
伴百代が任命された（〔21〕）。同十七年八月に大宰府が復置された際、
鎮西府將軍石川加美がそのまま大宰大貳に任じられていることからす
れば（後掲〔30〕）、大宰府復置によって筑紫鎮西府は廃されたとみる
べきであろう。この間を「筑紫鎮西府の時代」とする所以である。ま
た同十六年正月には將軍以下の「准位規定」^⑤による処遇が定められて
いる（〔22〕）。その後、〔23〕・〔24〕によれば、印一面が支給され、ま
た駅鈴二口も与えられるなど、官司としての整備がなされていたの
である。

さて、〔21〕の筑紫鎮西府設置記事には將軍・副將軍・判官・主典

という四等官の任命がある一方、〔22〕の「准位規定」による処遇に
は將軍・判官・主典のみえるが副將軍がみえず、にもかかわらずその
後半の公廩田支給には將軍以下四等官の規定が存在する。この点につ
いて倉住靖彦氏は、〔22〕は「鎮西府將軍」のあとに「准從四位官、
副將軍」の八文字が欠落していると想定した「倉住一九八五」。これ
に対して、廣岡誠児氏は陸奥鎮守府との比較から、〔22〕の「鎮西府
將軍准從五位官」の部分では、將軍に副將軍が含まれているとみて、
欠落を想定する必要はないとする。そのうえで將軍と副將軍の差異は、
公廩田の町数に反映されているとみている「廣岡一九八七」。ここで
はまず、この点を検討してみることとする。

〔25〕『類聚三代格』卷六 天平宝字三（七五九）年七月二十三日乾

政官奏

乾政官謹奏

陸奥国鎮守府給^二公廩事力^一事

將軍。〈准^レ守〉 將監。〈准^レ掾〉 將曹。〈准^レ目〉 若帶^レ国者

不^レ須^二兼給^一

右件府官人、離^レ家遠任。理須^二矜恤^一。伏請、自今以後、准^レ件並給。

臣等商量如^レ前。伏聽^二勅裁^一。謹以申聞。謹奏。奉^レ勅、依奏。

天平宝字三年七月廿三日

〔26〕『弘仁式』主税寮

凡国司处^二三分公廩^一差法者、大上国長官六分、次官四分、判官三分、
主典二分、史生一分。（中略）鎮守將軍准^レ守。副將軍准^レ介。軍
監准^レ掾。軍曹准^レ目。醫師弩師准^二史生^一。若帶^レ国者、不^レ須^二
兩給^一。

〔27〕『類聚三代格』卷五 弘仁三（八一二）年四月二日太政官符

太政官符

定^二鎮守府官員^一事

將軍一員 軍監一員 軍曹二員

醫師醫師各一員

右被^二右大臣宣^一稱、奉^レ勅、鎮兵之數減定已訖。其鎮官員數、宜^レ依^二前件^一。

弘仁三年四月二日

廣岡氏が、その根拠としているのは、以下の点である。まず、〔25〕は鎮守府官人に対する公廨・事力について、陸奥国官人に準じて支給することを定めたものである。ここには、將軍・將監・將曹はみえるが、副將軍はみえていない。

一方で、『続日本紀』によれば、天平宝字元（七五七）年には、陸奥守佐伯全成が鎮守副將軍を兼任した例があり、また同四年にも鎮守將軍藤原惠美朝猶とともに副將軍百濟足人がみえるなど、〔25〕が出された天平宝字年間（七五七～七六五年）、実際に副將軍が存在していたことが知られるのである。既述の筑紫鎮西府の場合も、副將軍は任命されていたが、その処遇を定めた「准位規定」がないという同じような状況がみてとれるのである。さらに廣岡氏は、養老軍防令21有宿嫌条にみえる「將帥」について、義解が「謂、將帥者、副將軍以上也」と解釈すること、同令31申勲簿条が副將軍を戦闘グループの指揮官と規定していることなどをあげて、〔22〕にみえる「鎮西府將軍」には副將軍が含まれる、とするのである。

しかし〔26〕は国司の公廨処分法に関する規定であるが、その末尾に鎮守府官人に関するそれも含まれている。そしてこれは、〔25〕の乾政官奏を承けたと考えられるにもかかわらず、將軍・副將軍・軍監・

軍曹とみえて、〔25〕にはみえなかった副將軍の規定も含まれているのである。この点について、〔25〕には本来、「副將軍。〈准^レ介〉」という部分が存在したとみて、ただ、〔27〕の太政官符により、それまで將軍・副將軍・軍監二名・軍曹二名であった鎮守府官人が將軍・軍監一名・軍曹二名となり、副將軍と軍監一名の減員が定められたことから、『弘仁格』編さんの際に、この改定を承けて〔25〕から副將軍の部分を除いた、と推定する説がある（『福井俊彦編一九九〇』）。これによれば、〔25〕に副將軍の規定がみえないのは、本来、記載はあったのだが、それがのちに削除されたためだということになる。とすれば〔25〕に副將軍規定がないことを出発点として、筑紫鎮西府における副將軍規定のあり方を説く廣岡説は、その拠りどころを失うことになるだろう。もちろん、鎮守府と筑紫鎮西府とはまったく別の官司であり、それぞれに異なる官司構成の論理があったことも考えられるが、わたくしは倉住氏の憶測する文字欠落の可能性は大きいものと考ええる。

ただ、倉住氏説は原史料に欠落を想定するという点では、史料批判としては必ずしも適切な方法ではないだろう。しかも、写本校訂の最新の成果である「青木和夫ほか編一九九〇」においても欠落は確認されていない。しかし、この部分が「准^レ」¹⁶「准^レ」という同形式の語句の繰り返しであり、誤写が起りやすい箇所とも推測されることから、やはり欠落を想定する方がよいのではないかと考える。欠落の文字も〔21〕からみて、倉住氏が想定する「准從四位官、副將軍」ではないと思う。

ついで、筑紫鎮西府の機構とその機能を検討してみたい。この筑紫鎮西府が設置されたときには、以下にみるように、すでに鎮守府（もしくは鎮守將軍以下の官人）が存在していたと推定される。その職名

が將軍である点も共通するから、筑紫鎮西府と鎮守府とを比較しつつ検討してみることは有効だと考える。ただし一方で、両者における相違点についても、十分に留意することが必要と考える。

さて、鎮守府機構の変遷については、鈴木拓也氏の見解があり、それによれば、その機構の変遷は三段階に整理されるという。すなわち、

- I 神龜元（七二四）年～天平勝宝年間（七四九～七五六）
- II 天平宝字元（七五七）年～弘仁三（八一二）年四月二日
- III 弘仁三年四月二日～

である。本稿で問題としてしている筑紫鎮西府の設置は天平十五（七四三）年のことであるから、直接関連するのはIの時期ということになるが、行論に必要な範囲で鎮守府機構の変遷を追っておきたい。

I 神龜元年～天平勝宝年間

陸奥鎮守將軍が初見するのは天平元（七二九）年で、大野東人がその任にあったことが知られる。¹⁹ また神龜二（七二五）年、前年の蝦夷征討にあたった征夷將軍以下一六九六人に勲位が授けられているが、その叙勲者のひとりに大野東人の名がみえる。こうした点から、鈴木氏は「鎮守將軍ないし鎮守府の成立を神龜元年頃まで遡らせることが広く行われている」とする。²⁰

このうち鎮守府の成立について、工藤雅樹氏は、

- (1) 軍防令に定める將軍とは征討の時などにそのつど任命されるものであり、大野東人の鎮守將軍も同様であること

(2) 『続日本紀』に載せる鎮守府官人の任免関係記事にみると、天平宝字年間以後はほとんど連続してその異動が知られるのに対して、それ以前では任免関係記事が見あたらないこと

などから、常置の府としての鎮守府が天平以前から存在したのではな

かろうとみる。そして、前掲〔25〕について、「これはそれまで時によって任命され、蝦夷との軍事面を担当していた鎮守將軍の任務を明確にし、將軍が統括する官衙としての鎮守府が創設されたのにもなつて、その官人の処遇を定めたものと考えられる」とする。つまり工藤氏は、常置の官としての鎮守府は、天平宝字年間に「創設」されたと考えているようである。工藤氏はまた、令に規定された官司の三等官の名称は判官ではなく、判官が用いられるのは巡察使、検税使、勘解由使、鎮撫使のような、臨時に地方に派遣される官などであり、常置の官には用いられないこともその傍証としてあげている（「工藤一九九八」）。一方、この見解を承けた鈴木氏は

この時期の鎮守府は、工藤雅樹氏が指摘されるように、官人の任命が連続しないこと、三・四等官の名称が臨時官に用いられる判官・主典であることから、臨時の官という性格が強い。特に鎮守將軍は、大野東人が天平十一年（七三九）四月二十一日まで在職しているが（『続日本紀』）、その後陸奥守となった百濟王敬福には鎮守將軍を兼任していた形跡がなく、長期にわたって不在のままであったとみられる。

と述べるが、鎮守府は鎮兵制とともに神龜元年頃に成立したとみており、わたくしもこの鈴木説に従いたい。また鈴木氏がこの時期の鎮守府機構について、將軍・判官・主典の三等官制か、と推測していることも付言しておく。

II 天平宝字元年～弘仁三年四月二日

すでにふれたように、天平宝字元（七五七）年、左大弁大伴古麻呂が兼陸奥鎮守將軍に任じられ（古麻呂はまた陸奥按察使も兼ねていた）、陸奥守佐伯全成が兼鎮守副將軍に任じられた。²² これ以降『続日

本紀』には、鎮守將軍の任命が連続して記録されるようになる。また、副將軍の任命もこれが初見である。三・四等官についても、天平宝字年間には判官・主典という名称ではなく、軍監・軍曹と称されるようになって⁽²³⁾いる。こうしたことから鈴木氏は、この時期に鎮守府が常置の官として整備されたこと、また將軍一人・副將軍一人・軍監二人・軍曹二人という官人構成がとられていたことを指摘する。

Ⅲ 弘仁三年四月二日

この時期の始まりとなるのは、前掲〔27〕である。この史料からは既述のように、それまで將軍以下四等官であった鎮守府が、副將軍と軍監一人を廃して、將軍一人・軍監一人・軍曹二人の三等官制となったことが知られるが、鈴木氏は、それを鎮兵の減定にともなうものであったとみている。

以上によって、鎮守府の特徴をまとめておくと、次のようになる。

(1) 鎮守府は神龜元年頃に成立した。三等官・四等官が判官・主典と称されていたことにみられるように、当初は臨時の官の位置づけであったとみられるが、天平宝字年間になると常置の官としての性格が強まる。

(2) 鎮守府の官人構成は成立後、三等官制(天平勝宝年間まで) ↓ 四等官制(天平宝字元年～弘仁三年) ↓ 三等官制(弘仁三年以降)と変化した。

鈴木氏は、このような鎮守府の機構変遷は、律令国家の東北政策と、その時々鎮守府が担った役割に対応するものとされているのである。そこで、この鎮守府と筑紫鎮西府とを比較してみると、次のような点が指摘できよう。

① 成立当初の鎮守府と同様に、筑紫鎮西府の三等官・四等官の官名

は判官・主典であること

② 鎮守府官人の待遇は、前掲〔25〕、〔26〕から推測されるように將軍が国守に准じ、副將軍が介に准じるなど、国司の官職に准じるかたちで定められたが、これに対して筑紫鎮西府のそれは、前掲〔22〕によれば「准位規定」に拠っていること

③ Ⅰの時期の鎮守府の官人構成が將軍・判官・主典の三等官制であったのに対して、筑紫鎮西府のそれは將軍・副將軍・判官・主典の四等官制であったこと

①については、すでに工藤氏、また鈴木氏が説くようにⅠの時期における鎮守府が臨時的な性格を有する官であったことを示すものであるから、筑紫鎮西府もこれにならった臨時的な官であった、と位置づけることができよう。

②について、鈴木氏によれば、鎮守府官人については、設置当初から陸奥国司との兼任がきわめて多いが、大同三(八〇八)年を画期として、それがほとんど見られなくなるという顕著な変化があるという。前掲〔25〕は、天平宝字元(七五七)年十月十一日に、国司の公廩配分率が定められたことを承けて、鎮守府官人の公廩配分率を定めたものである。ここでは、鎮守府官人と陸奥国司との兼任を前提として、陸奥国司に准じて公廩・事力の支給が定められており、「若帯国者不須兼給」という規定も、兼任を前提とすれば理解できるであろう。

一方、筑紫鎮西府官人の俸禄支給は「准位規定」に拠っており、兼任を前提とはしていない。春名宏昭氏は、この俸禄支給が相当位規定ではなく、「准位規定」に拠っていることに注目して、筑紫鎮西府の官は他官への遷任が想定されておらず、また定まった任期もなく、いわば他の諸官から孤立した存在であったとした(「春名一九九七b」)。

このことは①との関連からいえば、筑紫鎮西府の臨時的な官としての位置づけを示唆するものとも考えられようか。つまり筑紫鎮西府は、当時すでに存在していた鎮守府にならって臨時的に設置された官であつたのではないかと考えられるのである。このうち、一年半ほどで大宰府が復置されることになるが、その期間がどれほどに想定されていたかは別として、復置は既定路線であつたともみられるのである。

いまひとつ、この「准位規定」のあり方は、春名氏のいう「官司としての「格」」（「春名一九九七a」）を考へる場合にも重要と考へられる。春名氏は前述した廣岡説に拠つて筑紫鎮西府將軍を「准従五位官」と考へて、それに基づいて筑紫鎮西府の「官」としての「格」を検討し、「三位官（枢機官、重松注・大宰帥）を擁する大宰府の職掌を准五位官しかない鎮西府がまったく同様に担つたとは考へにくく、結局のところ、

鎮西府は、大宰府の担つていた外交的職掌を権限をかなり縮小するかたちで継承するとともに、軍事的職掌をほぼそのままのかたちで継承したものと考へることができる。

とする（「春名一九九七b」）。しかし、すでに検討したように廣岡説は成立しがたいと考へる。④として掲げた筑紫鎮西府における四等官制の採用も、当初の鎮守府が三等官制であつたことを考へると、それよりランクの高い官司の設置を志向したことを示しているとみられよう。さらにこの「准位規定」によって將軍が准従四位官であつたとみれば、それは大宰帥には及ばないものの、大宰大弐（養老官位令によれば相当官位は従五位上）よりも上位で、八省卿にも相当することになる。このようにみると、筑紫鎮西府の官司としての位置づけはかなり高く、大宰府の機能をそれ相応に継承した官司であつたとみられる

のではなからうか。

以上のような点をふまえたうえで、筑紫鎮西府の機能を検討してみることとしたい。ここでも、冒頭にふれた大宰府の対外的機能、軍事的機能、管内支配機能という三つの機能がどのようなかたちで筑紫鎮西府に継承されたのが問題とならう。筑紫鎮西府はその官名が將軍・副將軍などであることからみれば、すでにふれたように大宰府の軍事的機能を継承した官司であることが推定される。問題は、それほどのようなかたちで継承したかであるが、この点は本章の最後に検討することとして、まずは対外的機能からみてみよう。

一 対外的機能

第二章において、大宰府が廃止された後に、二度の新羅使来航がみられることにふれた。そして、二度目の金序貞らの場合には「檢校新羅客使」が派遣されていることから、大宰府の有していた対外的機能については、現地における筑前国といった既存の機構、人員だけでは対応できなかったと推測した。それでは、筑紫鎮西府のもとはどうだったであろうか。養老職員令69大宰府条における帥の職掌項目には、その対外的機能を示すものとして「蕃客」「帰化」「饗讌」が掲げられている。このうち「蕃客」という職掌に関して、わたくしは〔13〕の「檢校新羅客使」という名称から、これを安置・供給を含めた「蕃客」の檢校（管理・監督）を意味すると推定した。²⁴ 石井正敏氏は、この後の新羅使来航に際して「問新羅入朝由使」²⁵が派遣されていることについて、これは「檢校新羅客使」の系譜を引くものと推察する。石井氏はまた、「問新羅入朝使」の重要な職権のひとつとして「国書開封権」を設定し、大宰府にこの権限が付与されたのは宝龜四年頃のことと、

それ以前は付与されていなかったとする（「石井二〇〇一 a・b」）。〔13〕にみえる「書」を国書と考えるならば、その内容を「檢校新羅客使」が把握しているのは、これが大宰府の対外的機能を代行すると同時に、中央政府から派遣された使者であったからにはよくなるまい。中央政府は筑紫鎮西府を設置することで、「檢校新羅客使」の行った職務のうち、国書開封を除く新羅使に対する檢校（管理・監督）を、使者を派遣することなく、現地に行かせるようにしたのではないかと推測する。つまり、設置されていた期間には新羅使来航はみえず、確証はないが、筑紫鎮西府は大宰府の対外的機能のうち「蕃客」については、これを継承していたと考える。既述したように、その將軍は「准位規定」による従四位官に位置づけられていた。〔12〕によれば、大宰府の対外的機能を代行したとみられる多治比土作、葛井広成はそれぞれ従五位下、外従五位下を帯びており、官位からすれば筑紫鎮西府將軍がこれを担うことは十分に可能なのである。さらに既述のように、大宰府の対外的機能としては、「蕃客」のほかに「帰化」「饗讌」が掲げられていたが、「帰化」について、私見ではこれも帰化志願者に対する檢校（管理・監督）を意味すると考えており、また「饗讌」は、第二章において述べたようなあり方を想定している（「太宰府市史編集委員会二〇〇五」）。わたくしは、これらについても確証はないが、筑紫鎮西府に継承されたとみてよいのではないかと考えている。とすれば、筑紫鎮西府は、大宰府が有していた対外的機能をほぼそのままのかたちで継承していたとみられることになる。

二 管内支配機能

この機能についても第二章において、その指標として財政、人事、

公文勘会が取り上げられてきたことにふれた。筑紫鎮西府がそれらどのようなに継承したのが問題となる。ただ、その存続期間が約一年半と短いことから、それを詳らかにすることには難しい面があるが、ここでできる限りの検討を試みたいと考える。

まず財政面については、〔22〕に注目したい。すなわち、「准位規定」によって支給される筑紫鎮西府將軍以下の季禄・月料は、「応入京調庸物」を留め、相折・通融して支給されることとなっている。この「応入京調庸物」は、調庸物の京進を前提とした表現とみられることから、先に大宰府廃止後、天平十四年分の管内諸国調庸物は京進されたと推測したのである。廣岡誠児氏は、大宰府が有していた経済的側面として、西海道諸国の調庸物の集積センターとしての機能があつたが、この記事から廃府後にも、調庸物を便宜上集めて京進させるという慣行が行われていたと推測している（「廣岡一九八七」）。廃府後にもこの機能が継承されていたかは、この史料からは不明というほかないと考えるが、既述した筑前国の管内支配機能への関与のあり方からみるとその可能性は低いと思う。ただし、筑紫鎮西府の設置によって、この機能が復活したことは想定できるかもしれないが、しかし京進すべき調庸物を留め、相折して、すなわちその一部を割いて將軍以下の季禄・月料に充てたのであれば、その残余は京進されたとみるのが妥当であろう。

また、人事、公文勘会については、それが筑紫鎮西府に継承されたかはやはり不明だが、ただ、大宰府の廃止が広嗣の乱をその遠因とするものであると考え、また広嗣が反乱に動員した兵力が通説のように管内諸国の軍団兵士であったとすると、新たに設置された筑紫鎮西府に、大宰府とほぼ同じような管内諸国に対する権限が付与されたとするのは、やや考えにくく、ことに人事面に関しては大きな権限はなかつ

たのではないかと思われる。既述したように〔22〕で將軍以下の季祿等に充当した残余は京進されたとみるならば、公文勸会の面でも、廃府後、および筑紫鎮西府が設置されていた期間には、やはり管内諸国は中央政府と直接対峙したとみる方がよいのではなからうか。このようにみると、筑紫鎮西府は、大宰府の管内支配機能の、きわめて限られた一部分を継承したにすぎなかったとみなすことができると思われる。

三 軍事的機能

最後に軍事的機能を検討したい。これを考える際に重要なことは、本稿冒頭に述べたように、広嗣の乱が大宰府廃止の理由とされている点であろう。すなわち、このような反乱を誘発するような事態を生じさせないために大宰府が廃止されたとするならば、大宰府の軍事的機能の中に、そのような側面があったと考えるべき余地がある。それゆえ従来の研究では、広嗣の乱における大宰府の軍事動員・指揮の権限が問題とされてきたのである。さらにいえば、いま問題としている筑紫鎮西府においても、大宰府の軍事的機能の継承については、なんらかの配慮がなされていたと考えるべきであろう。

既述したように、広嗣の乱に関わって大宰府の軍事動員・指揮の権限にふれた研究は多いが、大宰府が本来有していた軍事的機能がどのようなものであったかについては、あまり具体的に論じられていないと思われる。そこで、その点についてふれておきたい。私見によれば、大宰府の軍事的機能は、天智朝における白村江敗戦後に付与された機能に由来すると考えており、その具体的内容は

- (1) 大野城・椽城・水城の築造および管理
- (2) 防人の管理

(3) 烽の管理

ではないか、と推測した（〔重松二〇一七〕）。それでは、これらの軍事的機能は、令制大宰府ではどのようなようになっていたのであろうか。(1) に関して、近年、松川博一氏が、次郎丸高石遺跡出土「城司」銘墨書土器（〔福岡市教育委員会一九九七〕）、また大宰府政庁周辺官衙跡不丁地区出土「大城」銘墨書土器（〔九州歴史資料館二〇一四〕）に注目している。前者の出土遺構が八世紀前後の浸蝕によってきた自然流路であることから、八世紀段階で大宰府管内に「城司」が存在したことを示すものとし、後者は八世紀の須恵器の皿であり、大野城を所管する官司との関わりが想定されるという（〔松川二〇一八〕）。これらを勘案すれば、八世紀に大宰府管内に「城司」が置かれ、大野城等を管理していたのではないかと考えることもできよう。また水城に関しては、天平神護元（七六五）年三月、修理水城専知官に大宰少貳采女淨庭が任じられており、水城の修理に大宰府官人が関与していたことが知られる。このようにみると、(1) は令制大宰府にも継承されたとみることができよう。松川氏もふれているが、本来、山城の管理は、養老職員令70大國条の國守の職掌に「城牧」がみえ、基本的に所在國の國司が責任を負うことになっていた。さらに大野城が所在する筑前國の場合は、養老職員令69大宰府条に「帶筑前國」という大宰府による兼帯規定がみえるが、それにもかかわらず筑前國が別置されていた時期があったことが知られている。そして弘仁十一（八二〇）年三月四日大宰府牒案（〔九州国立博物館所藏文書〕）に「此則別國之時。國司掌城之日所行事矣。」とみえて、筑前國が別置された時には、筑前國司が大野城を管理していたことが窺えるのである。國が別置されれば、山城の管理がそれに移るということは、基本的には既述の國守の

職掌「城牧」に則って山城の管理がなされていることを示していると思われる。ここで注意すべき点は、大宰府条にみえる大宰帥の職掌が、しばしば指摘されているように、末尾の「蕃客」「帰化」「饗譙」を除いた職掌項目が、すべて大國条の国守のそれと一致することである。一方、大國条には大宰帥の職掌であった三項目のうち「蕃客」「帰化」が、壹岐・対馬・日向・薩摩・大隅守が「惣知」すべき項目として付加されている。この点については、この二島三国は、そこが蕃客や帰化志願者の来着予想地とみられることから付加されたもので、これらの職掌を分掌する立場として位置づけられていると考えられる（「倉住靖彦一九八五」）。とすれば、この「城牧」についても国はそれを分掌し、大宰府が総管する立場として位置づけられていると考えられるのであるまいか。ただこの点は、筑前国兼帯という規定を具体的に職掌上に示したとの想定もあって判断は難しいのだが、既述した松川氏の「城司」による山城管理と国守職掌の「城牧」による管理との関係を整合的に理解するには、このように解することが穏当ではないかと考える。

(2) 防人については、大宰府条に品官として防人正・佑・令史がみえ、正の職掌として「掌防人名帳、戎具、教閱、及食料田事」とみえて、これらの官人が大宰府機構内にあって防人の管理にあたっていたことが知られる。(3) 烽については、延暦十八(七九九)年四月には、大宰府所部を除いて烽候が停止されている²⁸⁾。大宰府管内のみ烽候が存続されてもそれが機能するということは、これが西海道諸国から大宰府へ緊急事態を報じる手段であったことを示しており、その点では大宰府が管内諸国における烽候の管理に関与したとしても不思議ではあるまい。また、大宰少弐であった広嗣が、筑前国遠珂郡家に軍営を設け、烽火を挙げて国内の兵を徴発したとみえることも参照すれば(前

掲(4))、これについても大國条にみえる国守の職掌「烽候」との関連もあるが、それを総管するものとみて、令制大宰府の軍事的機能として継承されていたと考えておきたい。このようにみると、天智朝に付与されたと推定した軍事的機能は令制大宰府にも継承されているとみなしてよいと思われる。そして(1)、(3)については、筑紫鎮西府にも継承されたとみてよいと考えるが、(2)については後に検討する。加えて問題となるのは、最初にふれた大宰府の軍事動員・指揮に関する権限である。広嗣が反乱に動員した兵力が管内諸国の軍団兵士であったのではないか、ということはしばしば説かれている²⁹⁾。とすれば令制大宰府にあっては既述のほかに、その軍事的機能として管内諸国軍団兵士を動員する権限が与えられていたのではないかと考えられる。この点については、ふたつの考え方が示されている。まず、北條秀樹氏は次のように推測する。すなわち、養老軍防令17差兵条によれば、兵士動員には勅を必要とすることから、広嗣の場合、史料的に明証はないが、勅の偽造ないしはそれに類する行為(勅命と称するなど)があったと想定する。そして、広嗣が軍団兵士を動員・指揮しえたのは、天平四(七三二)年に設置されていた節度使としての権限を、大宰府が引き継いでいたからだとみている(「北條秀樹二〇〇〇b」)。

一方、酒井芳司氏は、七〇八世紀の大宰府の長の就任者が大化改新以前に外征軍を率いた將軍の後裔であることをあげて、律令制下の大宰府の軍事権や九国三島の統治権はこのような遺制をふまえて理解すべきとする。そのうえで、北條氏の勅偽造という考え方について「例え偽造であっても勅さえあれば軍事動員が行えること自体が重要である」とし、「天皇の命を受けた上で、軍事動員や指揮ができることを、大宰府(筑紫大宰)の軍事権として重視すべきである」また「西海道

において、外敵襲来など辺境有事の際には、即座に大宰府が九国三島の兵力を動員して対処できる体制を整えていたことが重要なのである」と説く（「酒井二〇一六」）。また松川博一氏も、広嗣が動員した兵力は西海道諸国の軍団兵士であったとする。そして、北條氏の勅の偽造を前提としたうえで、「広嗣が偽造された勅であれ、管内の軍団兵士を動員できたのは、大宰府が西海道諸国を惣管する立場にあり、非常時には天皇の命令を受けてその代行者として管内の軍団を動員・指揮する権限を有していたからだ」と想定している（「松川二〇一九」）。いずれを是とするかは、これも難しい問題だが、やはり酒井氏、松川氏が説くように、西海道諸国を総管したという点を勘案すると、令制大宰府は、その軍事的機能として管内諸国の軍団兵士に対する動員・指揮の権限を有していたと考える方がよいように思われる。既述した職掌に関連していえば、大宰府条の「兵士」「器仗」「鼓吹」等も、大宰府のそれらを総管するものだったのではなからうか。この動員・指揮に関する権限は、大宰府が廃止されたことではなからうか。松川博一氏は、大宰府政府、その周辺の府庁域、特に兵庫、筑紫大蔵の警衛などにあたった大宰府常備軍の存在を明らかにし、それが奈良時代以来、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後の六国から上番した軍団の軍毅・兵士・選士によって構成されていた可能性を指摘している（「松川二〇一二」）。そして、筑紫鎮西府設置の一番の理由として、大宰府常備軍の再置があったのではないかと推測し、ふたたび府下六国から軍団兵士を上番させ、筑紫鎮西府をそれを統率するための軍事的な機関と位置づけている。さらにそこには単に重要施設の守衛のみではなく、対新羅政策の側面もあったとみる（「松川二〇一九」）。本稿

の問題関心に即していえば、このことは既述した管内諸国軍団兵士に対する動員・指揮に関わる権限が、平時におけるあり方としてきわめて限定されたかたちで筑紫鎮西府に継承されていたことを示すものと考えられるのではあるまいか。

いまひとつ注目したいのは大宰府と西海道諸国の郡司層との関係についての、やはり松川氏の言説である。松川氏は軍事面においても、行政面においても、大宰府官人の西海道諸国の郡司子弟に対する教練や指導・監督を通じて、この両者に国司を介さない特殊な関係が構築されていたことを想定し、広嗣は大宰少弐の立場で、その関係を最大限に利用して兵力の動員を図ったとみている（「松川博二〇一九」）。広嗣の乱を契機に大宰府が廃止され、その後を承けて設置された筑紫鎮西府には、こうした点についてもなんらかの配慮がなされたと考えざるべきであろう。わたくしは、大宰府の管内支配機能がその対外的機能や軍事的機能を十全に遂行するために付与されていたと考えられることから、その管内支配機能を減殺することで、筑紫鎮西府の軍事的機能の抑制を図った面があったのではないかと考えている³⁰。このような想定のもとに、管内支配機能の筑紫鎮西府への継承については、既述のように財政のうち限られた一部の機能のみが継承されて、人事、公文勘会については継承されなかったと推測したのである。特に松川氏の説く郡司層との関係でいえば、最も大きいのは人事であったと考えられるであろう。

〔28〕『続日本紀』天平九（七三七）年九月癸巳（二十二日）条

（中略）是日、停筑紫防人^一、歸于本郷^一。差筑紫人^一、令戍^二壱岐对馬^一。

一方、先に大宰府の軍事的機能として想定した（2）防人について

はどうだろうか。実は東国防人は、天平九（七三七）年に停止されている（〔28〕）。一方、『万葉集』巻第二十には防人等の歌群（巻第二十四三二一番）が収められている。これには「天平勝宝七歳乙未二月、相替遣筑紫諸国防人等歌」の題詞があり、この年に交替する防人らが詠じた歌を収録したということである。すなわち、『続日本紀』等の史料には全くみえないが、〔28〕の天平九年から天平勝宝七歳の間におけるいつかの時点で、東国防人制が復活していたことが知られるのである。岸俊男氏はそれを天平十七（七四五）年の大宰府復置と関連するか（〔岸一九六六a〕）、あるいは同十八年十二月の軍団兵士制復活（31）と関連するもの（〔岸一九六六b〕）とみている。いずれとみてもこれが正しいとすれば、防人に関わる軍事的機能は筑紫鎮西府には継承されてはいなかったことになる。そこで、筑紫鎮西府設置前後における防人制の変遷を確認しよう。

〔29〕『日本書紀』持統天皇三（六八九）年二月丙申（十三日）条 詔、筑紫防人、満二年限者替。

〔29〕は、防人制の初期における展開の中で、年限に満ちた防人の交替を命じた詔であるが、この史料ではふたつの点に注目したい。ひとつは、この記事が二月にかけられている点である。つまり、防人の交替は二月に行われており、これは、既述した『万葉集』における交替も、同様に二月であった。このことは、通例であれば、防人の交替はその年の二月に行われるものであったことを示しているよう。いまひとつは、防人の上番期間の問題である。〔29〕では、年限に満ちた者は交替させよ、と述べるのみであるが、令制下では次のようにみえる。

〔30〕養老軍防令8兵士上番条

凡兵士上番者、向京一年、向防三年。不計行程。

〔30〕に兵士で「防に向かう」とみえるのが防人のことであり、その上番期間は三年となっていた。しかし、この規定は奈良時代にはそのとおりには行われず、筑紫に留まって帰郷しない防人も多かったという（井上光貞ほか校注一九七六補注）。岸俊男氏は、「同じ規定（重松注・前掲〔30〕）が大宝令にもあったとすれば、天平勝宝七歳以前の交替期は遡って同四年・同元年および天平十八年が復活の時期を示すこととなるが、一つの憶測に過ぎない」とするが（〔岸一九六六b〕）、この指摘は重要であると思われる。『万葉集』巻第二十にみられるような防人の交替が何を契機として行われるかといえ、それはやはり〔30〕の上番期間の終了によるのではないかと考えられるからである。そこで、この三年という上番期間をもとに、大宰府が復置された前後の時期まで遡らせてみると、天平十五（七四三）年が十二年前（上番期間が四期分）、また岸氏が想定された天平十八年が九年前（同じく三期分）となる。天平十五年といえ、既述したように筑紫鎮西府設置の年だが、実際の設置はその年十二月にかけられており、これに連動して防人が復活したと考えるなら、既述のように交替の時期が二月と推測されることからすると、それはおそらく翌十六年二月とみるのが穏当であり、交替期は整合しないと思われる。一方の天平十八年であるが、復置は同十七年六月だから、これに連動しているとみれば、翌年二月の復活とみることができよう。ここで注目したいのは、鈴木拓也氏が指摘するように、この防人も、また鎮守府に配属される鎮兵も、ともに東国の軍団をその供給源とするものであり、両者の変遷にはきわめて密接な関係があるとみられることである（鈴木一九九八b）。そこで、天平十八年に西辺における東国防人が復活したとすると、この年は陸奥で鎮兵が全廃されたとみられており、きわめて整合的であ

る。また、後述するように、大宰府復置後に印を支給された十二の「管内諸司」のうちには、防人司が含まれていたと考えるならば、それに連動して、やはり東国防人制の復活も当然想定されていたであろうと思われる。⁽³³⁾つまり、大宰府の軍事的機能であった(2)については、防人そのものが停止されていたという事情もあって、筑紫鎮西府には継承されず、その復活は大宰府復置を待たなければならなかったと考えられるのである。このようにみえてくると、筑紫鎮西府は、必ずしも大宰府の軍事的機能をすべて継承していたとはいえないことになる。

第四章 大宰府復置とその後

本章では、大宰復置とその後の動向について考えてみたい。

〔30〕『続日本紀』天平十七（七四五）年六月辛卯（五日）条

復置^二大宰府^一。以^三従四位下石川朝臣賀美^一為大弑。従五位上多治比真人牛養、外従五位下大伴宿禰三中並為^二少弑^一。

天平十七年六月、大宰府が復置された（〔30〕）。この時、筑紫鎮西府將軍であった石川賀美（加美）が、復置された大宰府の大弑に任じられている。このことからみて、既述のように大宰府の復置により、筑紫鎮西府は廃されたとみるべきであろう。

それではこの時点で大宰府が復置されたのには、いかなる理由があると考えられるだろうか。『続日本紀』の記事から知られるように、聖武天皇は広嗣の乱の最中、突然、伊勢国へ行幸する。そして、乱が鎮圧されても、恭仁京への遷都を行うなど、しばらくの間、平城京にはもどらなかつた。倉住靖彦氏は、大宰府復置の理由を、憶測としつつも、その前月にこうした事態から、ほぼ五年ぶりに平城京へ還都し

たことをあげている。『続日本紀』天平十七年五月戊辰是日条に「諸司百官各歸^二本曹^一」とあるのが象徴的で、大宰府復置もその一環であった、とするのである（倉住一九八五）。一方、春名宏昭氏は、その長官である將軍が「准位規定」による従五位官に位置づけられたことを前提に、筑紫鎮西府には軍事面では限定された地域を防衛する権限しか付与されず、また民政面（本稿でいえば管内支配機能にあたり）で西海道を統括する権限も想定されおらず、さらに外交権も防衛の職掌に必然的に付加される程度のものであつたとする。そのうえで、「鎮西府がこのような極めて小さな権限しか与えられなかつたことが、結果的には大宰府復置の必要性を中央政府に実感させたのではなからうか」とする（春名一九九七b）。

倉住氏の指摘する、平城京還都が大宰府を復置するきっかけのひとつとなつたというのは、可能性はあろうが復置の理由とまではいえないのではない。また、春名氏の想定する、鎮西府の設置が大宰府の必要性を実感させたということも、直接的な復置の理由とはいえないかもしれないが、しかしそのような方向で考えることは可能ではないかと思う。

これまで本稿で述べてきたところからすれば、筑紫鎮西府は「准位規定」による従四位官を長官（將軍）として設置された。この位置づけが春名氏の見解と私見との大きな相違点である。そして筑紫鎮西府は、大宰府の対外的機能、軍事的機能、管内支配機能を、全面的にはないが継承した機関であつた。本稿では、筑紫鎮西府は大宰府の対外的機能をほぼ継承し、一方で軍事的機能は、広嗣の乱の影響を最も大きく受けた部分であることから、そのすべては継承されず、また管内支配機能についてはごく限られた一部を継承したのみであつたと推定した。既述のように、対外的機能、軍事的機能を十全に遂行するた

めに管内支配機能が付与されていたとすれば、大宰府と比較した場合、筑紫鎮西府はその機能をきわめて不十分なたちでしか遂行できなかったであろう。こうしたことから、春名氏が指摘するような大宰府の必要性が中央政府に実感された可能性が考えられよう。筑紫鎮西府はしばしば、その官名および將軍・副將軍という職名から、大宰府の軍事的機能を継承した軍政府的性格のものであったと説かれることがあるが、そもそも大宰府の廃止が藤原広嗣の乱を契機とするものであったとすれば、筑紫鎮西府に大宰府の軍事的機能が、無条件に継承されたとは考えにくいだろう。既述のように、防人の管理に関することが筑紫鎮西府に継承されず、かえって鎮兵制や軍団兵士制との関連が想定されるものの、大宰府復置にあわせて東国防人が復活したとみられることも、大宰府の有する本来的な軍事的機能の重要性が認識された結果といえるかもしれない。一方で、筑紫鎮西府が大宰府の対外的機能をほぼ継承していたのではないかと推測されることは注目すべきであろう。このふたつの機能は、たとえば「軍事・外交はつねに表裏の関係にあつて分離できるものではない」（「平野邦雄一九九〇」といわれるように、きわめて密接な関係にあつたとみられる。その意味で、軍事的機能を抑制されていた筑紫鎮西府にあつて、大宰府が本来有していた対外的機能である「蕃客」という職掌、つまり外国使節の検校（管理・監督）は重要であつたと考えられる。それを行使させるにあつては、そこに筑紫鎮西府という官名や將軍・副將軍という職名に象徴されるような武官的要素が加味されたとしても不思議ではない。春名宏昭氏はまた、復置された大宰府が外交・軍事権を握る一方、西海道諸国の上に小中央政府として君臨する体制が維持されたことから、「鎮西府の設置は、このような大宰府の必要性をあらた

めて明確に実感させた点で大きな意義があつた」とも説くが（「春名一九九七b」）、それは本稿の視点からいえば、大宰府の復置は、その管内支配機能を本来の姿にもどし、それによつて対外的機能、軍事的機能を十全に遂行できるようにした、つまり軍事的機能がすべて旧制に復したことを意味しよう。とすれば、そこにはやはり対新羅関係の悪化などを、大宰府復置の理由として想定する方がよいのではないか。ただ、このことは広嗣の乱による影響を消し去ることもあつた。そのきつかけとして、聖武天皇の平城京遷都を想定するなら、倉住氏説にも一理あるといえるかもしれない。

〔31〕『続日本紀』天平十七（七四五）年八月己丑（四日）条

給「大宰府管内諸司印十二面」。

〔31〕によれば、復置された大宰府に「管内諸司」の印十二面が支給されたという。この記事については、大きくふたつの解釈がなされている。ひとつは渡辺直彦氏のそれで、「管内諸司」を九国三島を指すと考え、「あるいは広嗣の乱後、印を一度収公したものであろうか」とする説である（「渡辺二〇一二」）。いまひとつは倉住靖彦氏の解釈で、これを大宰府の部内諸司とみなす説である（「倉住一九八五」、「倉住一九九〇」）。このふたつの解釈にはそれぞれに問題点がある。渡辺氏説についてみると、たしかに「管内」を冠する語は通例「諸国」であり、また十二という印面の数も九国三島の合計十二と一致する。しかし、渡辺氏が説くような、広嗣の乱後に諸国印が収公されたという事態は想定し難いのではないか。ましてや、既述したように管内支配機能のうちの財政面について、大宰府が廃止されたことで、管内諸国が直接、中央政府と相對することとなつたとすればなおさらであらう。一方、倉住氏説については、彌永貞三氏が説かれるように、いわゆる

諸司印に関する規定が大宝公式令にはなく、養老令にいたってはじめてあらわれること、また奈良時代にあつては少数の例外を除き八省被管の寮司は印章を保有しなかつたと考えられ、寮司の公文には所管の八省の印を捺していたこと（「彌永一九八八」）が問題であろう。すなわち、奈良時代においては、中央八省管下の寮司にも印は支給されていなかったのであり、それが天平期という早い段階で、大宰府機構の部内諸司に印が支給されていることの意味が問われなければならないであろう。倉住氏は、「31」を奈良時代の大宰府政庁ではすでに諸司が形成されていたことを示す確実な初見史料として位置づけるのみであるが（「倉住一九八五」）、廣岡誠児氏は次のように指摘される。それは倉住氏の見解を参照しつつ、この十二の諸司は、帥の職掌の機能を分掌するものとして形成されたもので、そのことよって大宰府の官僚機構を整備し、広嗣の乱の再発を防止しようとしたというのである。そうした大宰府の機構改革は大宰府の廃止にはじまり、その後、筑紫鎮西府を設置することによって軍事力確保とともに大宰府の品官を主たる母体とした所司の確立を企図したとみて、さらに「本格的な大宰府の官僚制は大宰府復置後に成立した」、また「鎮西府は軍事的任務を果すだけでなく、大宰府にとつて本格的な官僚制を形成させる母体あるいは受け皿としての存在であった」とする（「廣岡一九八七」）。これと関連して、西別府元日氏は「31」を、やはり広嗣の乱をうけて大宰府の有する権限の分割を図り、諸司の独立性を強化することを目指したものとみている（「西別府二〇〇二」）。廣岡氏が説くように、諸司の形成とそれらに対する印の支給が、はたして広嗣の乱の再発を防止することとなるのかは疑問も残るが、ただ、大宰府の廃止とそれに続く筑紫鎮西府の設置が大宰府機構整備の契機のひとつとなったこ

とは認めてよいのではないかと思う。筑紫鎮西府は、そうしたことをふまえて、その官名が示すような単なる軍事的機能に留まらず、大宰府の有していたその他の機能を、ある部分では継承したと考えられるのである。そのために筑紫鎮西府將軍は、「准位規定」による従四位官として位置づけられたといえるのではなからうか。

以上みてきたように、「31」の印十二面を大宰府部内に存在した諸司に支給されたものと考えた場合、その十二の諸司とは具体的にどういったものであるか。松川博一氏の研究は、これに関する最新の成果である（「松川二〇一八」）。松川氏は、大宰府には遅くとも八世紀前半に諸司が存在していたとみて、「31」は天平十七年に十二の被管官司に対して諸司印が班賜されたものと考えている。そのうえで被管官司の比定を行い、①防人司、②主神司、③主船司、④匠司、⑤城司、⑥府学校、⑦主厨司、⑧蔵司、⑨税司、⑩薬司、⑪「判司」・「陰陽司」、⑫府衛の十二をあげている。松川氏説の最大の特徴は、竹内理三氏、倉住靖彦氏の検討（「竹内一九五六」、「倉住一九九〇」）を参照しつつも、⑫府衛を諸司のひとつとして新たに加えたことにある。このように、十二の諸司の比定についてもまだ検討の余地があると考えられ、またそれらの官人構成等も含めて別途論じる必要があると考えている。

おわりに

わたくしは、これまで古代大宰府の歴史的展開を、冒頭に述べた対外的機能、軍事的機能、管内支配機能のあり方を通じて検討することを試みてきた。本稿では、その立場に立って、天平期における藤原広嗣の乱鎮圧から大宰府廃止、筑紫鎮西府設置、そして大宰府復置およ

びその後を四期に分かって、大宰府廃止をめぐる生起した諸問題について検討してみたのである。

まず、乱鎮庄から大宰府廃止に至るまでの時期（第Ⅰ期）では、大宰府機構の統轄等に対して、征討軍將軍大野東人・副將軍紀飯麻呂、また筑前国司が果たした役割について論じた。ついで大宰府廃止から筑紫鎮西府設置までの時期（第Ⅱ期）では、大宰府の廃止にもなつて、本来、大宰府が有していた対外的機能、軍事的機能、管内支配機能などのように変化したのかを検討した。また、筑紫鎮西府が設置された時期（第Ⅲ期）には、三つの機能がそれにどのように継承されているかを具体的に論じた。ここではまた、倉住氏の説を再確認するかたちで、筑紫鎮西府が「准位規定」による従四位官を筆頭とする官司であることを述べ、そのことが筑紫鎮西府の位置づけを物語るものであるとしたのである。そして、大宰府復置とその後の時期（第Ⅳ期）の検討では、復置の理由、および部内諸司への印支給の意義を論じてみたのである。

しかし残された課題も多い。たとえば、今回はほとんど捨象せざるを得なかったが、ここに述べた四時期における大宰府をめぐる動向を、当該期の政権の在り方や政治構造の中に位置づけることで、大宰府廃止や筑紫鎮西府設置に関して、新たな視点を取り入れることができるのではないかと思われる。また、最後にふれた大宰府の部内諸司のあり方の検討は、単に広嗣の乱後の大宰府機構改革の展開を示すのみではなく、その官人構成等の検討を経ることによって、平安中期におけるいわゆる「府官」層の問題にもつながっていくものと考えられるのである。本稿を出発点として、今後、これらの課題にも取り組んでいきたいと考えている。

註

- (1) 広嗣の乱関係記事の年表化に際しては、「青木和夫ほか編一九九〇」を参照した。
- (2) 「青木和夫ほか編一九九〇」を参照。また同書は、乱関係記事について「大將軍東人等言」として引用されている報告は、この九月二十四日条（重松注…〔3〕）を含めて五条あるが、そのうちで報告が中央に到着した日付に係けられていることが分るのは十一月三日条の「大將軍東人等言」だけであり、これはこの東人報告に続けて「詔報曰、今覽十月廿九日奏」云々と、即座に出された「詔」が十一月三日付だったために「詔」を重んじて十月二十九日付の東人報告も五日後の十一月三日条に併載されただけのことである。」とする。
- (3) 飯麻呂の右大弁任官は、『続日本紀』天平十三（七四一）年七月辛亥（二日）条にみえる。大宰府廃止は同十四年正月五日条にかけられているが、後述するように飯麻呂は同年八月までには帰京していたことが知られるので、その離京の期間は数ヶ月程度と推測される。
- (4) 『続日本紀』天平宝字元年六月壬辰（十六日）条。
- (5) 『続日本紀』天平宝字元年七月戊申（二日）条。
- (6) 板櫃鎮大長であった三田塩竈は、この時点では逃亡しているが、のちに殺された（『続日本紀』天平十二（七四〇）年九月己酉（二十五日）条）。
- (7) この三鎮をめぐる問題については、「栄原永遠男一九八三」、「長洋一九八四」、「北條秀樹二〇〇a」などを参照。ただし、これらの論考は、「坂本太郎一九八九」に従って、『続日本紀』において大將軍大野東人報告がかけられた日付は、それが京に到着した日付とみる点で、本稿とは基本的な立場を異にする。
- (8) 当初は、わたくしも「筑前国」の誤りと解していたが、坂上康俊氏のご指摘を承けて、後述の私見も加えて「大宰府」のまままでよいと考えるにいたった。
- (9) 『続日本紀』天平十四年八月己亥（二十七日）条。
- (10) ちなみに、この金欽英らに対する処遇は、二月五日条にかけられた詔に示される（前掲〔11〕）。これが詔の出された日付とすれば、二月三日は報告が中央に到着した日付とみななければならず、したがって新羅使の来航はさらに数日遡ることになり、一月末頃のこととなろう。また既述のように、『続日本紀』には大宰府廃止の記事以降、筑紫鎮西府設置までの間に二度の新羅使の来航記事が

みえる。二度目の金序貞らの場合には、中央より檢校新羅客使が派遣されており、これが大宰府の対外的機能を一部代行する使者であることも既述したところである。この点で、一度目の金欽英らの場合には、それを代行すべき檢校新羅客使にあたる使者の派遣がみられないこともまた、その時点ではまだ大宰府が存続していたことの証左のひとつとなるのではないか。

(11) わたくしは先に「重松敏彦二〇一八」を公にしたが、この渡辺氏の論考は、本来ならば、その際に参照・検討すべききわめて重要な論考であったと考える。渡辺氏はまた、その論考のなかで西海道における公廨の再編にもふれている。これらの点については、後日を期して、あらためて検討したいと思う。

(12) 『続日本紀』和銅五年四月丁巳（十九日）条。

(13) ただし、この両者では、「試練」の内容に相違があった。「早川庄八一九八六」を参照。

(14) また山里純一氏は、このような対外的、軍事的重要性を認めつつ、その設置には「それまで化外の一部であった多禰（種子島）および掖玖（屋久島）を内国化すること」があったとみる（「山里一九九九」）。

(15) 「春名宏昭一九九七b」に拠る。これに関してはなお後述する。

(16) 『続日本紀』天平宝字元年六月壬辰（十六日）条。

(17) 『続日本紀』同四年正月丙寅（四日）条。

(18) 「鈴木一九九八a」。以下、本章における鈴木氏の見解は特に断らないかぎり、これに拠る。

(19) 『続日本紀』天平元年九月辛丑（十四日）条。

(20) 『続日本紀』神龜二年閏正月丁未（二十二日）条。

(21) 加えて、多賀城碑には多賀城が神龜元（七二四）年、按察使兼鎮守將軍であった大野東人によって設置されたことが記されている。この多賀城碑については、江戸時代以来、偽作とみなす説があったことから、多賀城の歴史を検討する際にも積極的には用いられてこなかったが、近年、これを真作とする見方が有力となっており「安倍辰夫・平川南編一九九九」、これも傍証とすることができよう。

(22) 注（16）参照。

(23) 『続日本紀』天平宝字四（七六〇）年正月丙寅（四日）条参照。

(24) 「大宰府市史編集委員会編二〇〇五」、「重松敏彦二〇一八」。

(25) 史料上は、「問其来朝之由」「問其由緒」「問新羅入朝之由」などさまざまに表記されるが、石井氏の仮称にしたがってこう呼んでおく。

(26) 石井氏は当初、『続日本紀』宝龜十（七七九）年十月乙巳（九日）条によって、この時に大宰府に対して「国書開封権」が委譲されたとみていたが、のち田島公氏の指摘（「田島一九八六」）を承けて、宝龜四年頃と訂正している。

(27) 『続日本紀』天平神護元年三月辛丑（十日）条。

(28) 『類聚三代格』卷一八 延暦十八年四月十三日太政官符。

(29) たとえば北條秀樹氏は、広嗣の動員兵力について「総数一万余千、西海道全土からの兵を広嗣は動員したとみられるが、それらは地域と人数からして軍団兵士以外には考えられない。」とする（「北條秀樹二〇〇〇b」）。

(30) もう一方の対外的機能については、「重松敏彦二〇一八」において検討した「蕃客儲米」があり、これが「廢府官物」の中に含まれていて、もし新羅使が来航していれば（実際には筑紫鎮西府の時期には来航しなかったが）、これが用いられたであろう。

(31) 軍団兵士制の復活は、『続日本紀』天平十八年十二月丁巳（十日）条に「（前略）又京畿内及諸国兵士依旧点差」とみえる。

(32) 鈴木氏によると、『続日本紀』神護景雲二（七六八）年九月壬辰（日）条に「今檢旧例」、前守従三位百濟王敬福之時、停止他国鎮兵、点加当国兵士」という一節があり、これは『類聚三代格』卷一八 天平十八年十二月十五日太政官奏によって当国（陸奥国）の兵士を点加したことを示すと同時に他国の鎮兵を全廃したことをも示したものである（「鈴木拓也一九九八b」）。

(33) 岸俊男氏は、「(30)」にみられるように令制では、防人の母体が軍団兵士であることから、東国防人の復活は、全国的に軍団兵士制が復活した天平十八年十二月以後とも推測しているが（「岸一九六六b」）、ここでは大宰府復置後の復活とみておきたい。

【引用文献】

青木和夫ほか編一九八九 『続日本紀』一（新日本古典文学大系12）、岩波書店
青木和夫ほか編一九九〇 『続日本紀』二（新日本古典文学大系13）、岩波書店

- 安倍辰夫・平川南編一九九九『多賀城碑―その謎を解く「増補版」』雄山閣出版
 石井正敏二〇〇一a 『大宰府の外交機能と外交文書』同著『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館(初出一九七〇年)
 石井正敏二〇〇一b 『大宰府・縁海諸国と外交文書』同著『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館(初出一九九一年)
 井上光貞ほか校注一九七六『律令』(日本思想大系3)、岩波書店
 彌永貞三一九八〇『仕丁の研究』同著『日本古代社会経済史研究』岩波書店
 彌永貞三一九八八『大伴家持の自署せる太政官符について』同著『日本古代の政治と史料』高科書店(初出一九五五年)
 岸 俊男一九六六a 『防人考―東国と西国―』同著『日本古代政治史研究』塙書房(初出一九五五年)
 岸 俊男一九六六b 『郷里制廃止の前後』同著『日本古代政治史研究』塙書房(初出一九五七年)
 九州歴史資料館二〇一四『大宰府政庁周辺官衙跡V―不丁地区 遺物編2―』工藤雅樹一九九八『藤原仲麻呂政権と東北』同著『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館
 倉住靖彦一九七九『大宰府』教育社
 倉住靖彦一九八五『古代の大宰府』吉川弘文館
 倉住靖彦一九九〇『大野城司考』九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館
 酒井芳司二〇一六『九州地方の軍事と交通』館野和己ほか編『日本古代の交通・交流・情報』1制度と実態、吉川弘文館
 坂上康俊一九九六『九州』の成り立ち』丸山雍成編『前近代における南西諸島と九州』多賀出版
 栄原永遠男一九八三『藤原広嗣の乱の展開過程』九州歴史資料館編『九州歴史資料館開館十周年記念 大宰府古文化論叢』上巻、吉川弘文館
 坂本太郎一九八九『藤原広嗣の乱とその史料』『六国史』坂本太郎著作集第三巻、吉川弘文館(初出一九六八年)
 重松敏彦二〇一七『大宰府の七世紀史』覚書』太宰府市公文書館紀要『年報太宰府学』一一
- 重松敏彦二〇一八『古代大宰府における対外的機能の画期とその財政的位置づけ―文献史料からみた大宰府の时期的変遷検討の前提として―』大宰府史跡発掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院
 鈴木拓也一九九八a『古代陸奥国の官制』同著『古代東北の支配構造』吉川弘文館(初出一九九四年)
 鈴木拓也一九九八b『古代陸奥国の軍制』同著『古代東北の支配構造』吉川弘文館(初出一九九一年)
 太宰府市史編集委員会編二〇〇三『太宰府市史』古代資料編
 太宰府市史編集委員会編二〇〇五『太宰府市史』通史編I第三編第二章第三節「一 外交」
 田島 公一九八六『外交と儀礼』岸俊男編『まつりごとの展開』日本の古代7、中央公論社
 長洋一九八四『広嗣の乱と鎮の所在地』『九州史学』七九
 中村明蔵一九九三『古代多櫛嶋の成立とその性格』同著『隼人と律令国家』名著出版(初出一九八九年)
 永山修一九九二『天長元年の多櫛嶋停廢をめぐって』『史学論叢』一一
 永山修二〇〇九『隼人と古代日本』同成社
 西別府元日二〇〇二『律令官制の変質と地域社会』同著『律令国家の展開と地域支配』思文閣出版
 野村忠夫一九六七『令制考叙法の基本的問題―叙者、考叙也。言計考叙位也(選叙令集解釈説)―』同著『律令官人制の研究 増訂版』吉川弘文館
 野村忠夫一九九三『弁官についての覚え書―八世紀―九世紀半ばの実態を中心に―』同著『律令政治と官人制』吉川弘文館(初出一九六九年)
 早川庄八一九八六『選任令・選叙令と郡領の「試練」』同著『日本古代官僚制の研究』岩波書店(初出一九八四年)
 春名宏昭一九九七a『律令官制の内部構造―八省体制の成立―』同著『律令国家官制の研究』吉川弘文館
 春名宏昭一九九七b『鎮西府について』同著『律令国家官制の研究』吉川弘文館
 平野邦雄一九六九『大宰府の徴税機構』竹内理三博士還暦記念会編『律令国家と貴族社会』吉川弘文館

- 平野邦雄一九九〇「鴻臚館の成立」『古代文化』四二—一二
 廣岡誠児一九八七「鎮西府」設置をめぐる二・三の問題」『古代史研究』六
 福井俊彦編一九九〇『弘仁格の復原的研究』民部中篇、吉川弘文館
 福岡市教育委員会一九九七『福岡外環状道路関係埋蔵文化財調査報告—2—
 福岡市早良区賀茂所在次郎丸高石遺跡第3次調査・免遺跡第2次調査』福岡市
 埋蔵文化財調査報告書第536集
 北條秀樹二〇〇〇a「藤原広嗣の乱の基礎的考察—栄原・長両氏説に接して—」
 同著『日本古代国家の地方支配』吉川弘文館（初出一九八八年）
 北條秀樹二〇〇〇b「初期大宰府軍制と防人」同著『日本古代国家の地方支配』
 吉川弘文館（初出一九九一年）
 松川博二〇〇一二「大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心に—」『九州
 歴史資料館研究論集』三七
 松川博二〇〇一八「大宰府官司制論—被管官司の検討を中心に—」大宰府史跡発
 掘五〇周年記念論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院
 松川博二〇一九「藤原広嗣の乱」佐藤信編『古代史講義【戦乱篇】』筑摩書房
 山里純一九九九「古代の多嶺嶋」同著『古代日本と南島の交流』吉川弘文館
 （初出一九九六年）
 渡辺晃宏二〇〇三「公廩の成立—その財源と機能—」笹山晴生編『日本律令制の
 構造』吉川弘文館
- 〔付記〕本稿は、二〇一九（令和元）年十月二十日（日）に行われた九州史学研究
 会での大会報告「大宰府廃止をめぐる諸問題」の報告原稿に大幅に加筆して成
 稿したものである。当日の報告に際して、有益なご意見をいただいた会員諸氏
 に、この場をお借りして御礼を申し上げます。

（しげまつ・としひこ） 太宰府市公文書館会計年度任用職員

太宰府市史

全13巻（14冊） 編集委員長 川添 昭二

考古資料編	高倉洋彰・石松好雄編	平成4年4月刊行
民俗資料編	佐々木哲哉・森弘子編	平成5年4月刊行
建築・美術工芸資料編	澤村仁・八尋和泉編	平成10年5月刊行
古代資料編	長洋一編	平成15年11月刊行
中世資料編	佐伯弘次編	平成14年10月刊行
近世資料編	中村質・梶原良則編	平成8年3月刊行
近現代資料編	有馬学編	平成11年1月刊行
文芸資料編	赤塚睦男・山内勇哲編	平成14年9月刊行
環境資料編	小林茂・磯望・下山正一編	平成13年9月刊行
通史編 I	高倉洋彰・石松好雄・ 磯望・小林茂・長洋一編	平成17年3月刊行
通史編 II	佐伯弘次・梶原良則編	平成16年12月刊行
通史編 III	有馬学編	平成16年9月刊行
「古都太宰府」の展開—通史編別編—	有馬学・日比野利信編	平成16年3月刊行
年表編	佐々木哲哉・森弘子編	平成16年3月刊行

※頒 価 各五、〇〇〇円（消費税込・送料別）

市制施行30周年記念

太宰府人物志

太宰府市情報・公文書館推進課市史資料室 編

※頒 価 一、〇〇〇円（消費税込・送料別）

ご購入は太宰府市公文書館ホームページよりお申込みください。左記URL
 からアクセスできます。

URL : http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/bunka_sports/kobunshokan/index.html